かわち障害者いきいきプラン
河内町障害者基本計画
・障害（児）福祉計画

（平成30年度～令和５年度）

令和3年3月

河内町

はじめに

近年、国においては、障害者基本法の改正、障害者自立支援法に替わる障害者総合支援法の施行、障害者虐待防止法の施行、障害者差別解消法の施行、障害者権利条約の批准など、障害者福祉を取り巻く環境には大きな改革がなされ、また、障害者文化芸術推進法の施行、読書バリアフリー法の施行、電話リレーサービス法の施行など、障害のある人の生活環境の整備も推進されています。

このような中、本町は、障害福祉施策の総合的な指針として、平成 30 年３月に平成 30 年度から令和５年度を計画期間とする新たな「かわち障害者いきいきプラン」を策定いたしました。

本計画は、障害者施策の基本方向を総合的、体系的に定める「河内町障害者基本計画」及び障害福祉サービス・障害児通所支援等の事業量やその確保方策を定める「河内町障害福祉計画・河内町障害児福祉計画」で構成されています。これまでの計画の基本理念「誰もが自分らしくいきいきと、安心して暮らせる共生のまちづくり」を継承するとともに、「お互いに支え合う「共生」のまちづくり」「地域生活を支える「安心」のまちづくり」「生きがいと意欲に満ちた「豊かな」まちづくり」という３つの基本目標も踏襲し、基本施策を定めました。

本計画の策定にあたっては、国の指針である一人ひとりの生活課題に総合的に対応していく「地域共生社会」の実現に向け、障害の有無にかかわらず、すべての町民が等しく、一人の人間としてお互いの人格や個性を尊重し合い、共に支え合いながら、自分らしくいきいきと安心して暮らせるまちづくりをめざしていきます。

今回、「第５期障害福祉計画・第１期障害児福祉計画」の計画期間終了に伴い、新たに令和３年度から令和５年度を計画期間とする「第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画」を策定いたしました。第６期障害福祉計画の策定に向けて示された国の基本指針においては、地域福祉全体を見据えた「地域包括ケアシステムの構築」や「地域共生社会の実現」に向け、引き続き取り組んでいくことが主眼となっています。今後も、誰もが地域の一員として互いに支え合い、自分らしく充実した人生を過ごすことができるような障害福祉施策の展開を図っていきます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、アンケート調査にご協力をいただきました町民の皆様はじめ、さまざまな角度から貴重なご意見並びにご指導をいただきました自立支援協議会委員の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和３年３月

河内町長　雑賀　正光

● 目　次 ●

第１編 総　論 1

第１章 計画の基本的な考え方 3

第１節　計画策定の目的 3

第２節　計画の位置づけ・期間 3

１　計画の期間 3

２　法令等の根拠および性格 4

３　計画の位置づけ 4

第３節　障害者施策と介護保険制度との関係 5

第４節　計画の策定体制 5

第５節　社会的背景（法制度の動向） 6

第２章 障害者（児）を取り巻く状況 10

第１節　障害者（児）の状況 10

第２節　アンケート調査結果の概要 17

１　調査実施概要 17

２　結果概要 17

第３節　河内町のこれまでの取り組み 26

１　施策の実施状況 26

２　障害福祉サービスの実施状況 30

第４節　取り組むべき主な課題 32

第３章 計画の基本的方向 34

第１節　基本理念 34

第２節　基本目標と基本施策 35

第２編 障害者基本計画 37

基本目標１：お互いに支え合う「共生」のまちづくり 39
第１節　啓発活動、福祉教育の推進 39
第２節　地域福祉活動の推進 40
１　ボランティア活動の促進と人材育成 40
２　地域福祉活動の充実 41
第３節　生活・活動の場の整備 42
１　障害者にやさしい公共空間の確保 42
２　住宅環境の整備 43
第４節　安全対策の充実 44

基本目標２:地域生活を支える「安心」のまちづくり 45
第１節　相談支援体制の強化 45
第２節　生活支援の充実 47
１　在宅生活支援の充実 47
２　日中活動の場の充実 48
３　生活の場の確保 50
第３節　保健・医療サービスの充実 51
１　乳幼児期の適切な保健・医療の充実 51
２　心と身体の健康づくりおよび医療の充実 52
第４節　情報提供およびコミュニケーション支援体制の充実 54
第５節　移動支援の充実 55
第６節　権利擁護の推進 56

基本目標３：生きがいと意欲に満ちた「豊かな」まちづくり 57
第１節　特別支援教育および就学前保育・教育の充実 57
第２節　雇用・就業の促進 59
第３節　地域への参画促進 61
第４節　学習・スポーツ・文化芸術活動の促進 62

第３編 障害(児)福祉計画 63

第１章 基本方針 65
１ 自己選択・自己決定ができる環境づくり 65
２ 町を主体とする一元的なサービスの提供 65
３ 地域生活移行の推進と課題に応じたサービスの強化 65
４ 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進 65
５ 障害児支援・発達支援の充実 65
６ 障害福祉人材の確保 66
７ 障害者の社会参加の促進 66

第２章 令和５年度に向けた数値目標 67
１ 福祉施設の入所者の地域生活への移行 67
２ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 68
３ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 68
４ 福祉施設から一般就労への移行等 69
５ 障害児支援の提供体制の整備等 71
６ 相談支援体制の充実・強化等 72
７ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築 72

第３章 サービス事業量の見込みと提供体制の確保策 73
第１節 障害(児)福祉計画のサービスメニュー 73
第２節 自立支援給付の見込み 74
１ 訪問系介護給付５サービス（介） 74
２ 日中活動系サービス 75
３ 居住系サービス 80
４ 相談支援 82
第３節 障害児支援の見込み 83
第４節 地域生活支援事業の見込み 85

第４章 円滑な推進に向けた方策 93
１ 適切なケアマネジメントの実施 93
２ 利用者負担の軽減制度の周知 93
３ 人材の育成・確保およびサービスの質の向上 94
４ 感染症対策 94
５ 実施状況の点検と進行管理 94

資料編 95
1　河内町自立支援協議会設置規則 95
2　河内町自立支援協議会委員名簿 97

第１編　総　論

第１章　計画の基本的な考え方

第１節　計画策定の目的

本町では、平成 24 年３月に「かわち障害者いきいきプラン－河内町障害者基本計画・障害福祉計画－」を、平成 27 年３月に「河内町第４期障害福祉計画」を策定し、障害者総合支援法に基づくサービス展開や、地域生活を支える支援体制の強化、発達障害児・者支援の強化、特別支援教育の推進など、総合的な障害者施策を進めてきました。

近年、国においては、障害者基本法の改正、障害者虐待防止法の施行、障害者差別解消法の施行など、障害者福祉を取り巻く環境には大きな改革がなされています。また、障害福祉計画策定に向けた国の指針では、一人ひとりの生活課題に総合的に対応していく「地域共生社会」の実現に向けた動きのほか、障害児支援の一層の充実を図るため、市町村に「障害児福祉計画」の策定を義務付けています。

新しい「かわち障害者いきいきプラン－第３期河内町障害者基本計画・第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画－」は、これまでの障害者施策の成果を受け継ぎつつ、社会情勢の変化などに的確に対応し、障害者福祉施策の一層の推進を図るため、本町の障害者施策の新たな指針として策定するものです。

第２節　計画の位置づけ・期間

１　計画の期間

計画期間は、「第３期障害者基本計画」は平成 30 年度から令和５年度までの６年間、「第６期障害福祉計画」および「第２期障害児福祉計画」は令和３年度から５年度までの３年間とします。

■計画期間

	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
第３期障害者基本計画	→	→	→	→	→	→
第６期障害福祉計画	第５期	第５期	見直し	→ 第６期	→ 第６期	→ 第６期
第２期障害児福祉計画	第１期	第１期	見直し	→ 第２期	→ 第２期	→ 第２期

２　法令等の根拠および性格

「河内町障害者基本計画」は、「障害者基本法第 11 条第３項」に基づき障害者施策の基本方向を総合的、体系的に定める計画です。

「河内町障害福祉計画」は、「障害者総合支援法第 88 条」に基づき障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の事業量やその確保方策を定める計画です。

「河内町障害児福祉計画」は、「児童福祉法第 33 条の 20 第１項」に基づき障害児通所支援および障害児相談支援の事業量やその確保方策を定める計画です。

この３つの計画を「かわち障害者いきいきプラン」（以下、本計画）として、一体的に策定することとします。

３　計画の位置づけ

本計画は障害者の生活全般にかかる計画であるため、本町における取り組みの継続性を保てるように、上位計画である「第５次河内町総合計画」との整合を保ちながら、前計画との連続性、他の部門計画との整合性を確保するものです。

また、「いばらき障害者いきいきプラン」との整合も図っていきます。

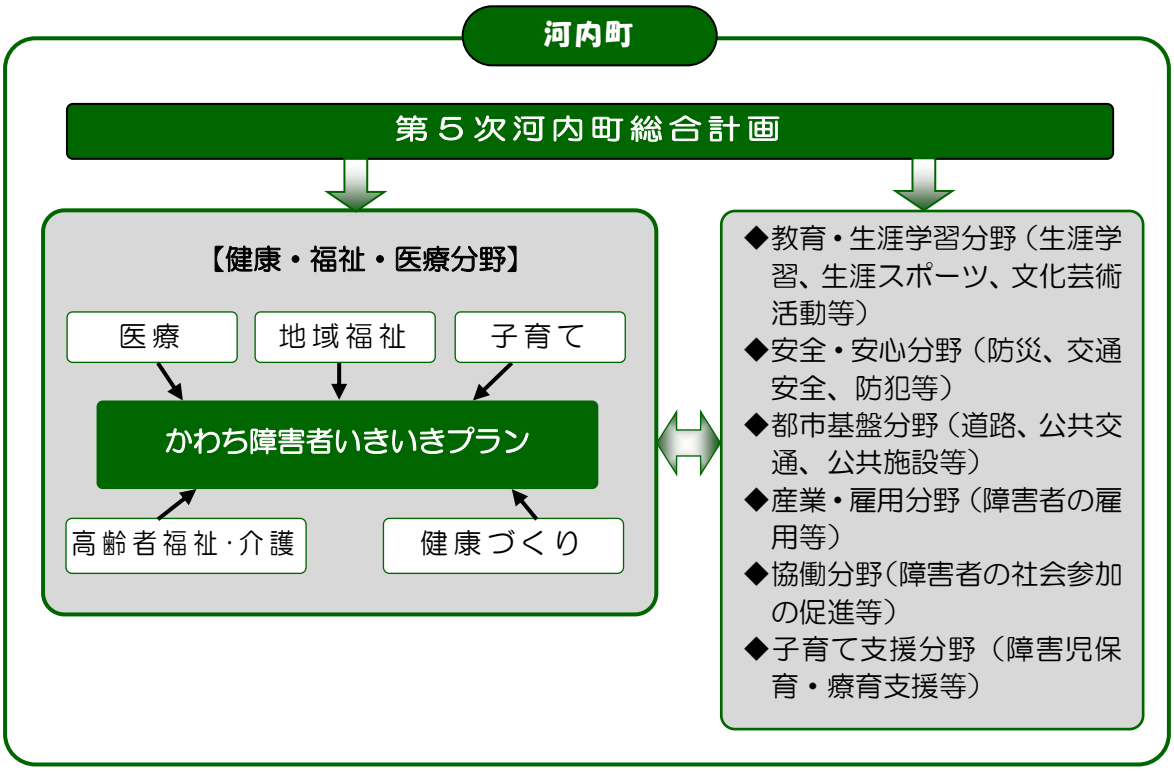

第３節　障害者施策と介護保険制度との関係

障害者総合支援法上のサービスを含む障害者施策と、主に高齢者施策を対象に平成 12 年度から導入されている介護保険制度には、類似のサービスメニューが多くあります。これらのサービスメニューについて、65 歳以上の障害者や、特定疾病（脳血管疾患など）に起因する 40～64 歳の障害者に対しては、介護保険制度による利用が優先され、制度の目的、機能等が異なるものについて障害者施策で実施されます。障害者のニーズは多岐にわたるため、介護保険サービスと障害者施策によるサービスを併用する場合もあります。

第４節　計画の策定体制

（１）障害者の実態把握

計画を見直すにあたり、障害のある方のご意見やご要望、生活状況等を踏まえ、計画づくりに反映させることを目的としてアンケート調査を実施しました。

（２）自立支援協議会での審議

計画の策定にあたっては、「河内町自立支援協議会」において、計画案について審議しました。

委員は、町議会の代表、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、各種団体の長などから編成し、さまざまな見地からのご意見を反映できるように努めました。

第５節　社会的背景（法制度の動向）

近年、国においては、障害者基本法の改正、障害者自立支援法に替わる障害者総合支援法の施行、障害者虐待防止法の施行、障害者差別解消法の成立、障害者権利条約の批准など、障害者福祉を取り巻く環境には大きな改革がなされています。

平成 28 年４月からは、障害を理由とする差別の禁止、合理的な配慮の提供義務などを定めた「障害者差別解消法」が施行されており、あらゆる分野において障害のある方の権利の保障、人権擁護の観点から様々な施策の推進が求められています。

また、「難病医療法」の施行により、医療費助成の法定化、対象となる難病の範囲の拡大がなされたこと、「発達障害者支援法」の改正により乳幼児期から成人期に至る発達障害のある方への切れ目ない支援の重要性が明確に示されたこと、更に平成 30 年４月からは改正された「障害者雇用促進法」により、法定雇用率算定に精神障害者も含まれるようになることなどに伴い、相談や福祉サービス、就労や社会参加への支援対象の拡大やそのニーズの多様化が進んでいます。

このような中、第５期障害福祉計画に向けた国の指針では、一人ひとりの生活課題に総合的に対応していく「地域共生社会」の実現に向けた動きや、精神障害者支援の充実について基本的事項が定められたほか、障害児支援の一層の充実を図るため、改正された「児童福祉法」において市町村に「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

【障害者施策をめぐる近年の動き】

改正「障害者基本法」の施行	平成 23 年８月公布。この法律においては、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるという理念にのっとり、すべての人が相互に人格と個性を尊重する「共生社会」を実現することを目的に掲げています。また、障害者の定義が見直され、制度や慣行、観念などを含む「社会的障壁により日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする定義が追加されるとともに、そのような社会的な障壁を取り除くための配慮を求めています。これらをもとに、地域社会での生活の選択の機会、意思疎通の手段の選択の機会、共に学ぶ教育、雇用の安定と促進など、あらゆる場面における差別の禁止と合理的配慮のための方向性が定められています。

「障害者総合支援法」の施行	従来の障害者自立支援法に替わる法律として平成25年４月から施行されています。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。これまで通り、障害福祉サービスの提供などについて定められるとともに、障害者総合支援法では障害福祉サービスなどの対象となる障害者の範囲に難病患者なども含まれることも定められました。
「障害者雇用促進法」の施行	これまでにも法定雇用率制度の見直しなどが行われてきましたが、この改正においては雇用の分野における障害を理由とする差別的な取扱いが禁止されること、法定雇用率算定に精神障害者を加えることなどが盛り込まれました。平成 28 年４月１日施行。平成 30 年 4 月からは法定雇用率算定に精神障害者も加わります。
「障害者差別解消法」の施行	平成 28 年４月施行。正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。この法律においては、障害者基本法に定めた差別の禁止と合理的な配慮の規定を具体化するため、国・地方自治体などにおける障害を理由とする差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止、差別解消に向けた取り組みに関する要領を定めることなどが規定されています。
「障害者権利条約」の批准	平成 18 年 12 月、第 61 回国連総会において、障害のある人に対する差別を禁じ、社会参加を促進することを目的とした「障害者権利条約」が採択されました。障害のある人を対象にした人権条約は初めてで、世界人口の約１割、約６億 5,000 万人（国連推計）とされる障害のある人の権利拡大につながるものと期待されています。この条約は、20 か国が批准した平成 20 年５月に発効しています。我が国においては、平成 19 年に署名し、必要な国内制度の改正ののち、平成 26 年１月に批准されました。
「難病医療法」の施行	平成 27 年１月施行。正式名称は「難病の患者に対する医療等に関する法律」。この法律においては、難病の治療研究を進め、疾患の克服を目指すとともに、難病患者の社会参加を支援し、難病にかかっても地域で尊厳を持って生きられる共生社会の実現を目指すことが理念として掲げられています。また、難病の患者に対する医療費助成を法定化し、その対象を拡大するとともに、相談、福祉サービス、就労や社会参加への支援も充実することなどが定められています。

改正「発達障害者支援法」の施行	平成 28 年５月成立。自閉症やアスペルガー症候群などの人を支える「発達障害者支援法」を 10 年ぶりに見直す改正法であり、発達障害者の定義と発達障害への理解の促進、生活全般にわたる支援の促進、発達障害者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制の整備等、発達障害者が「切れ目ない支援」を受けられるよう、国と自治体に教育現場でのきめ細かい対応や職場定着の配慮などを求めています。平成 28 年８月１日から施行。
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の成立	平成 28 年５月成立。障害者総合支援法と児童福祉法を一体的に改正する法律で、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実、高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を定めています。平成 30 年４月１日から施行。
「障害者基本計画（第４次）」の策定	計画期間は平成 30 年度～令和４年度。計画の基本的方向として、①社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進、②障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保、③障害者差別の解消に向けた取り組みを着実に推進、④着実かつ効果的な実施のための成果目標の充実などが示されています。（平成 30 年３月制定）
「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行	障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し，文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的としています。（平成 30 年６月施行）
「読書バリアフリー法」の施行	正式名称は「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」。障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的として、視覚障害者等（視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。（令和元年６月施行）

「障害者雇用促進法」等に関する法律の一部改正	障害者の雇用を一層促進するため、自ら率先して障害者を雇用するよう努めることを国及び地方公共団体の責務として規定しています。また、民間事業者における短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を規定しています。（令和元年６月成立 順次施行）
「バリアフリー法」の一部改正	正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取り組み強化とともに、国民に向けた広報啓発の取り組み促進を規定しています。また、今回新たに市町村による「心のバリアフリー」の推進に関する事項が追加されました。（令和２年５月成立、令和３年４月施行）
「電話リレーサービス法」の施行	正式名称は「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律。国による基本方針の策定と、聴覚障害者が手話通訳士などを介して連絡を取る「電話リレーサービス」（パソコンやスマホの画面を通じて手話や文字で発信し、通訳が通話先にその内容を伝えるもの）を制度化し、交付金制度の創設を整備しています。（令和２年６月成立、施行）
地域共生社会の実現のための「社会福祉法」等の一部改正	地域共生社会の実現を図るため、地域における包括的相談体制の強化、アウトリーチによる引きこもり対応強化、住民同士の交流拠点の開設支援、関係機関の連携による一体的支援などによる、「重層的支援体制の整備」に取り組むことなどが規定されました。（令和２年６月成立、令和３年４月施行）

第２章　障害者（児）を取り巻く状況

第１節　障害者（児）の状況

（１）人口と障害者（児）数

町の障害者手帳所持者数（令和２年３月末現在）は全体で 515 人、その内訳は身体障害者が 359 人、知的障害者が 94 人、精神障害者が 62 人となっています。

総人口に占める割合をみると、身体障害者は 4.12%、知的障害者は 1.08%、精神障害者は 0.71%となっています。ここ数年、身体障害者は横ばいですが、知的障害、精神障害では穏やかな増加傾向が続いています。

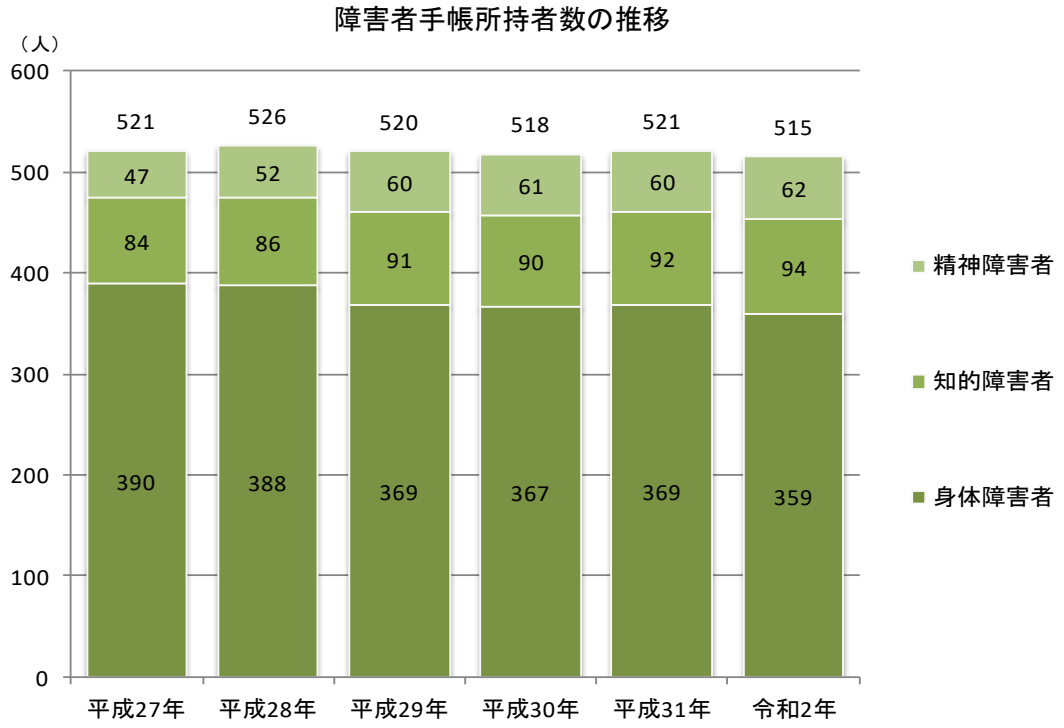

（単位：人）

区　分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和2年
身体障害者	390	388	369	367	369	359
総人口比	4.04%	4.14%	4.00%	4.04%	4.15%	4.12%
知的障害者	84	86	91	90	92	94
総人口比	0.87%	0.92%	0.99%	0.99%	1.03%	1.08%
精神障害者	47	52	60	61	60	62
総人口比	0.49%	0.55%	0.65%	0.67%	0.67%	0.71%
合計	521	526	520	518	521	515
総人口	9,643	9,379	9,223	9,083	8,894	8,704
対総人口比	5.40%	5.61%	5.64%	5.70%	5.86%	5.92%

※各年３月末日現在、各障害者数は手帳所持者数、総人口は住民基本台帳人口。

（２）身体障害者（児）数

身体障害者についてみると、令和２年３月末現在の手帳所持者は 359 人となっています。障害の程度別の状況は、１級が 122 人（全体の 34.0%）で最も多く、次いで３級が 78 人（同 21.7%）、４級が 76 人（同 21.2%）で並んでいます。平成 27 年と比較すると４級の割合が増加しています。

身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）

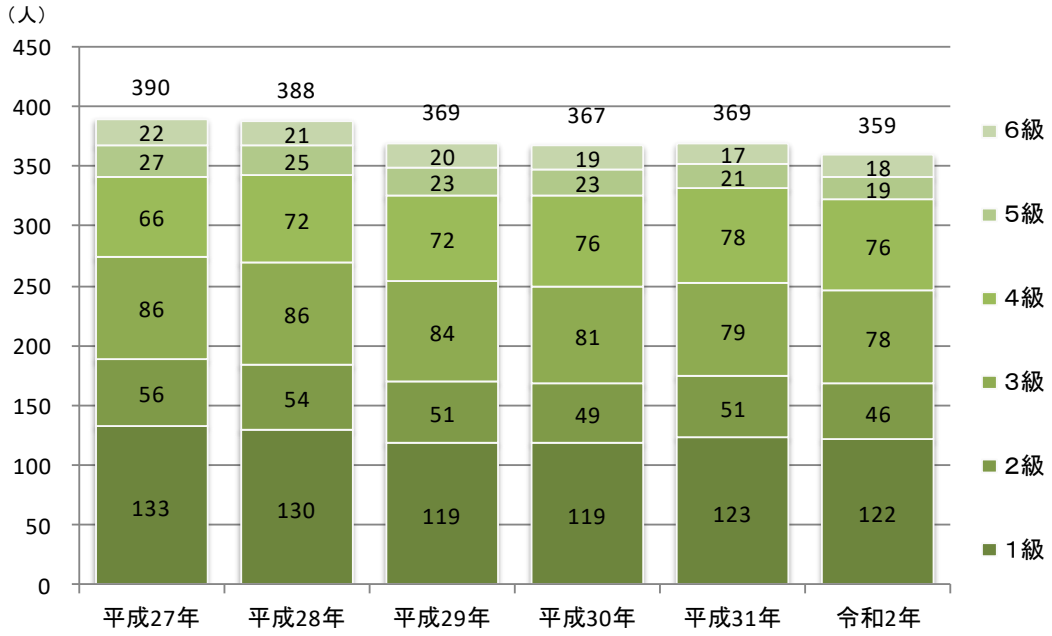

（単位：人）

区　分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和2年
１　級	133	130	119	119	123	122
	34.1%	33.5%	32.2%	32.4%	33.3%	34.0%
２　級	56	54	51	49	51	46
	14.4%	13.9%	13.8%	13.4%	13.8%	12.8%
３　級	86	86	84	81	79	78
	22.1%	22.2%	22.8%	22.1%	21.4%	21.7%
４　級	66	72	72	76	78	76
	16.9%	18.6%	19.5%	20.7%	21.1%	21.2%
５　級	27	25	23	23	21	19
	6.9%	6.4%	6.2%	6.3%	5.7%	5.3%
６　級	22	21	20	19	17	18
	5.6%	5.4%	5.4%	5.2%	4.6%	5.0%
合　計	390	388	369	367	369	359

※各年３月末日現在、下段は合計に対する割合。

障害部位別の状況は、肢体不自由が 184 人（同 51.3%）を占め、次いで内部障害 119 人(同 33.1%)、聴覚・平衡機能障害 27 人(同 7.5%)、視覚障害 25 人(同 7.0%)、音声・言語・そしゃく機能障害４人（同 1.1%）となっています。平成 27 年と比較すると、肢体不自由は減少し、内部障害は増加しています。

身体障害者手帳所持者数の推移（障害部位別）

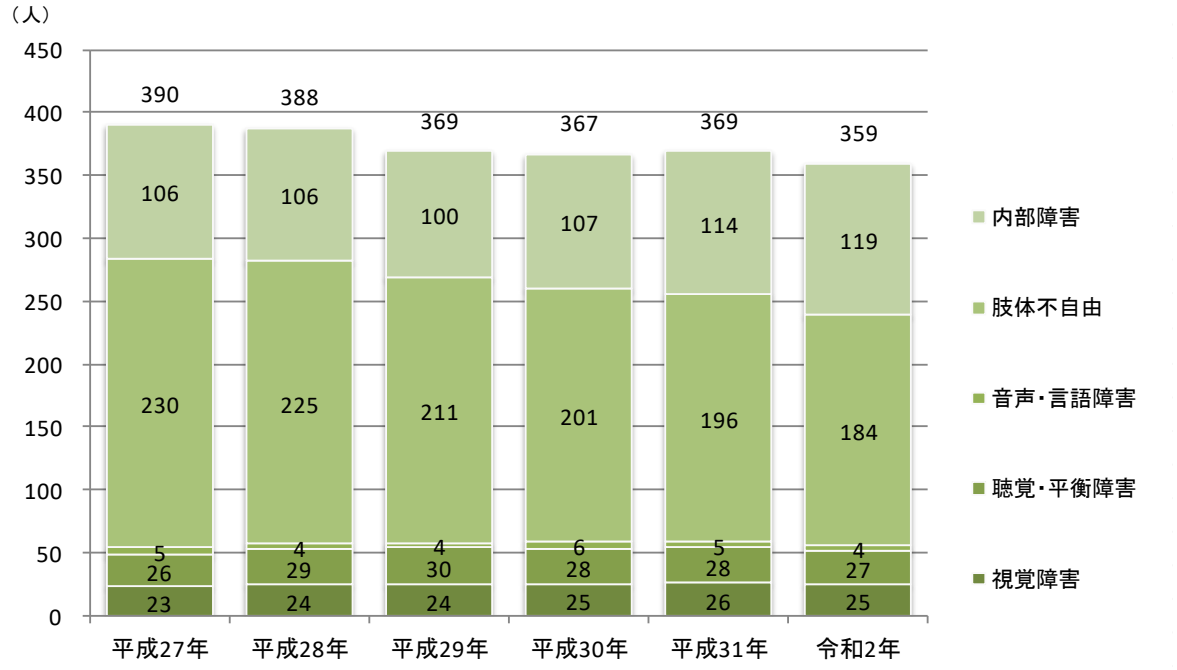

（単位：人）

区　分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和2年
視覚障害	23	24	24	25	26	25
	5.9%	6.2%	6.5%	6.8%	7.0%	7.0%
聴覚・平衡機能障害	26	29	30	28	28	27
	6.7%	7.5%	8.1%	7.6%	7.6%	7.5%
音声・言語・そしゃく機能障害	5	4	4	6	5	4
	1.3%	1.0%	1.1%	1.6%	1.4%	1.1%
肢体不自由	230	225	211	201	196	184
	59.0%	58.0%	57.2%	54.8%	53.1%	51.3%
内部障害	106	106	100	107	114	119
	27.2%	27.3%	27.1%	29.2%	30.9%	33.1%
合　計	390	388	369	367	369	359

※各年３月末日現在、下段は合計に対する割合。

（３）知的障害者（児）

知的障害者についてみると、令和２年３月末現在の手帳所持者は 94 人となっています。手帳の等級別では、軽度が 30 人（全体の 31.9%）、中度が 25 人（同 26.6%）、最重度が 23 人（同 24.5%）、重度が 16 人（同 17.0%）となっています。平成 27 年と比較すると、軽度の占める割合が多くなっています。

知的障害者手帳所持者数の推移（等級別）

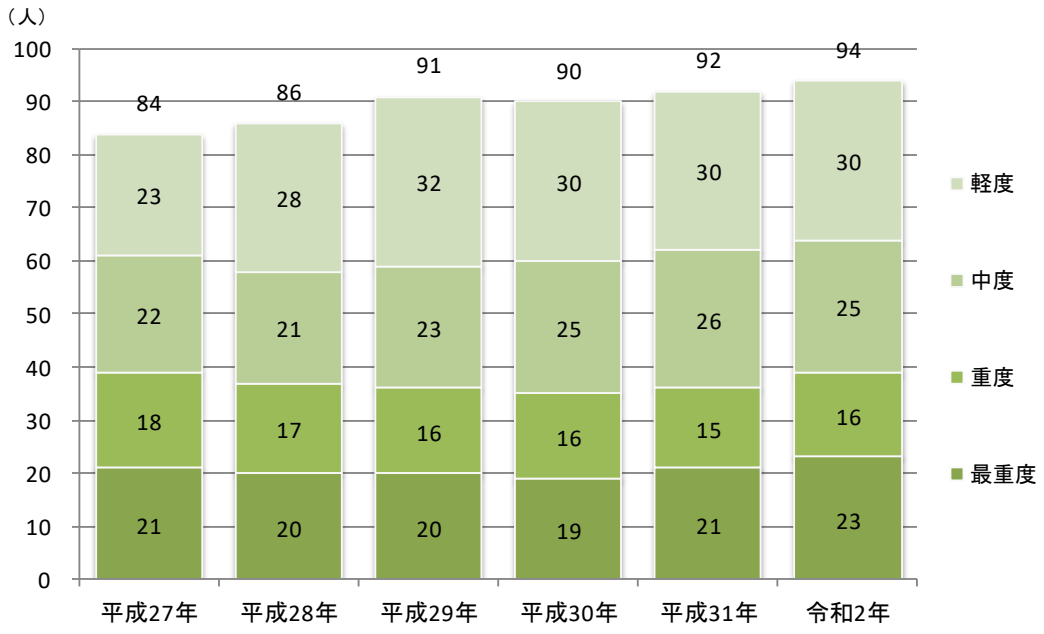

（単位：人）

区　分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和2年
最重度	21	20	20	19	21	23
	25.0%	23.3%	22.0%	21.1%	22.8%	24.5%
重度	18	17	16	16	15	16
	21.4%	19.8%	17.6%	17.8%	16.3%	17.0%
中度	22	21	23	25	26	25
	26.2%	24.4%	25.3%	27.8%	28.3%	26.6%
軽度	23	28	32	30	30	30
	27.4%	32.6%	35.2%	33.3%	32.6%	31.9%
合　計	84	86	91	90	92	94

※各年３月末日現在、下段は合計に対する割合。

（４）精神障害者

精神障害者についてみると、令和２年３月末現在の手帳所持者は 62 人となっています。手帳の等級別では、２級が 37 人（全体の 59.7%）で最も多く、３級が 17 人（同 27.4%）、１級が８人（同 12.9%）となっています。平成 27 年と比較すると、１級はやや減少しています。また、精神通院医療費負担の利用者は令和２年３月末現在で 100 人となっています。

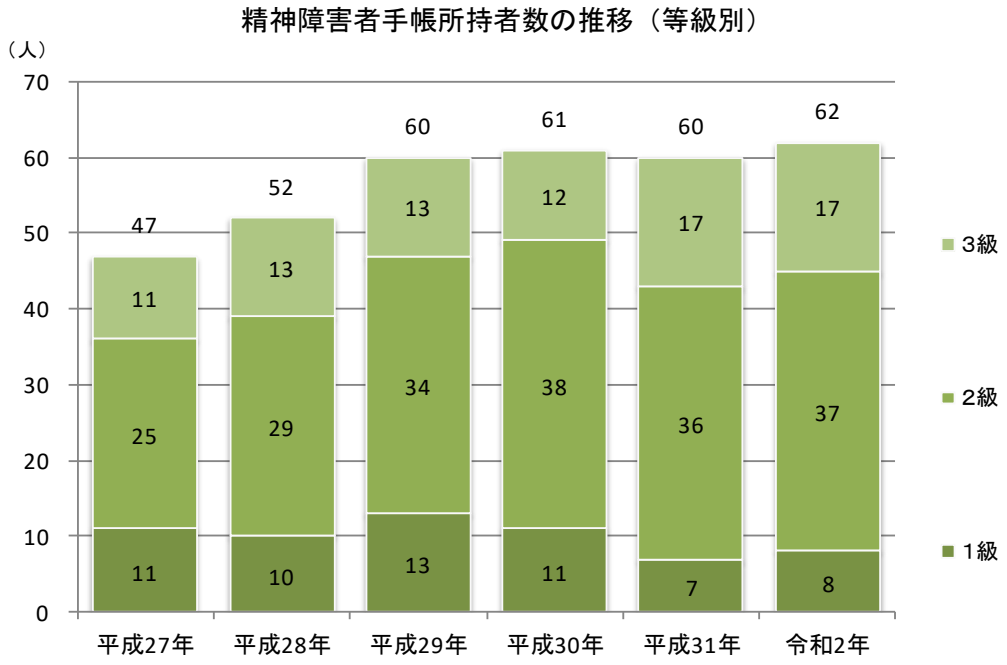

（単位：人）

区　分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和2年
1級	11	10	13	11	7	8
	23.4%	19.2%	21.7%	18.0%	11.7%	12.9%
2級	25	29	34	38	36	37
	53.2%	55.8%	56.7%	62.3%	60.0%	59.7%
3級	11	13	13	12	17	17
	23.4%	25.0%	21.7%	19.7%	28.3%	27.4%
合　計	47	52	60	61	60	62
精神通院医療費負担利用者	92	98	103	102	101	100

※各年３月末日現在、下段は合計に対する割合。医療費負担利用者は自立支援医療制度の利用者数。

（５）難病患者

難病患者についてみると、令和２年３月末現在の指定難病特定医療費受給者数は 72 人、小児慢性特定疾病医療費受給者数は５人となっています。

難病患者福祉手当支給者数等の推移

（単位：人）

区　分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
指定難病特定医療費受給者数	65	64	68	60	65	72
小児慢性特定疾病医療費受給者数	12	14	12	13	5	5
難病患者福祉手当支給者数	48	64	64	63	52	55

※各年３月末日現在

（６）障害児の状況

身体障害者手帳および療育手帳所持者のうち 18 歳未満についてみると、令和２年３月末現在、身体障害が３人、知的障害が 15 人、合計 18 人となっています。

障害福祉サービスを利用している幼児数は 13 人、町内在住で特別支援学校に通う児童生徒は、令和２年４月２日現在、小学部２名、中学部４名、高等部５名、計 11 名となっています。また、特別支援学級に通う児童生徒は、前期課程に 25 名、後期課程に５名が在籍しています。

※小中一貫校のかわち学園では、小学校を前期課程、中学校を後期課程と呼称しています。

18 歳未満の手帳所持者数の推移

（単位：人）

区　分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和2年
身体障害	4	5	3	3	4	3
知的障害	13	14	17	17	15	15
合　計	17	19	20	20	19	18

※各年３月末日現在

未就学児の障害福祉サービス利用状況

（単位：人）

区　分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和2年
障害福祉サービス利用児童数	3	10	14	20	18	13

※各年４月２日現在

特別支援学校在籍者数

（単位：人）

区　分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年	平成 31 年	令和2年
小学部	0	2	1	2	2	2
中学部	4	5	5	3	2	4
高等部	9	6	5	6	6	5
合　計	13	13	11	11	10	11

※各年４月２日現在

特別支援学級在籍者数

（単位：人）

区　分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年	平成 31 年	令和2年
前期課程	学級数	4	4	4	3	4	4
	在籍者数	14	14	17	21	25	25
後期課程	学級数	2	2	2	2	2	2
	在籍者数	2	7	7	10	5	5

※各年４月現在

特別支援学校卒業者の進路

（単位：人）

区　分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年	平成 31 年	令和2年（見込）
進学	－	－	－	－	－	－
就職	－	－	－	－	－	1
通所施設利用	4	2	1	1	1	1
在宅･その他	－	1	－	1	1	－
合　計	4	3	1	2	2	2

※各年３月末日現在

（７）障害者雇用の状況

令和２年 10 月現在、ハローワーク龍ケ崎管内の障害者雇用の状況は、新規求職者数は 265 人、障害者就職数は 160 人、有効登録者数に対する障害者雇用率は 24.50％となっています。

障害者雇用の状況（ハローワーク龍ケ崎管内）

（単位：人）

区　分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和2年
新規求職者数	319	285	238	408	454	265
障害者就職数	165	181	187	240	243	160
障害者有効登録者数（月平均）	311	300	337	463	535	653
障害者雇用率	53.05%	60.33%	55.49%	51.84%	45.42%	24.50%

※各年３月末現在（令和２年は 10 月現在）

第２節　アンケート調査結果の概要

「障害者基本計画」および「障害（児）福祉計画」を策定するにあたり、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療受給者証（精神通院）所持者を対象にアンケート調査を実施しました。

１　調査実施概要

調査対象：町内居住の障害者手帳および自立支援医療受給者証の所持者
調査方法：郵送法（郵送配布ー郵送回収）
調査期間：令和２年７月

発　送　数：４９３票
有効回収数：２５９票
有効回収率：５２.５％

・表、グラフ中の「ｎ」は、各設問に対する回答者数を示しています。
・百分率（％）の計算は、「ｎ」を分母とし、小数第２位を四捨五入して表示しています。
・四捨五入の影響で％を足し合わせても 100％にならない場合があります。

２　結果概要

（１）本人について

○年齢は、身体障害と難病（特定疾患）では 65 歳以上、知的障害では 18～40 歳未満、精神障害では 18～65 歳未満が多くなっています。

＜年　齢＞

（％）

	n	0～18 歳未満	18～40 歳未満	40～65 歳未満	65 歳以上	無回答
全　体	259	3.9	12.4	21.2	59.1	3.5
身体障害	170	－	1.2	20.0	77.1	1.8
知的障害	26	26.9	61.5	11.5	－	－
精神障害	38	2.6	34.2	39.5	23.7	－
難病（特定疾患）	10	－	－	20.0	70.0	10.0

※網掛けは 20.0％以上の数値

○発達障害の診断を「受けている」は 10.0%、日常的な医療ケアを「受けている」は 14.3%となっています。

＜発達障害および高次脳機能障害の診断／日常的な医療的ケアの状況＞

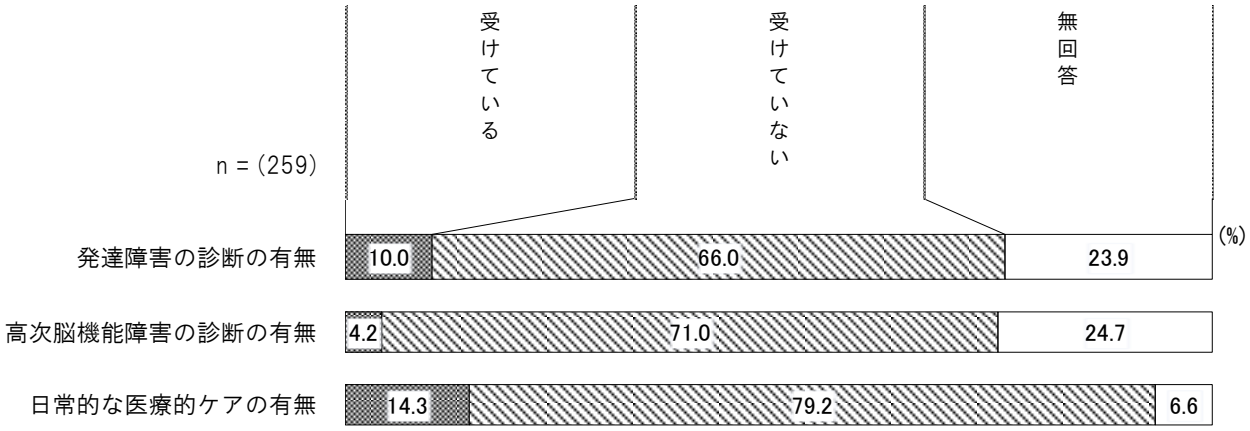

（２）日常生活の介助の状況

○普段の生活の中での介助や支援について、「必要」は難病（特定疾患）が 80.0%、知的障害で 69.2%、身体障害と精神障害で３割台となっています。

＜普段の生活の中での介助や支援の必要性＞

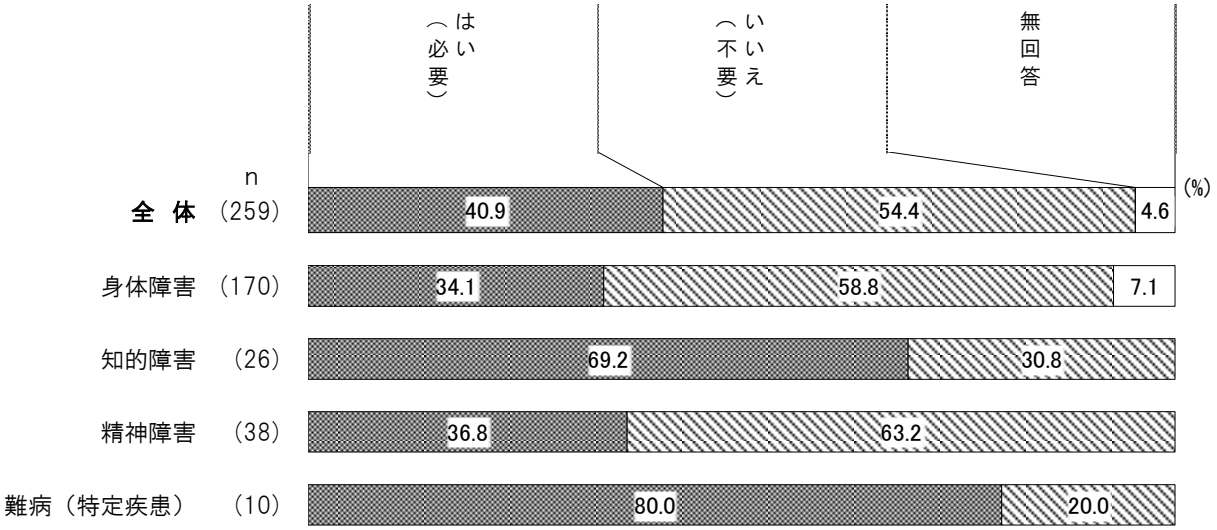

（3）仕事について

○希望する働き方は、知的障害、精神障害、難病（特定疾患）では障害に配慮された職場での就労を希望する人が多くなっています。知的障害では「一般の職場ではなく障害のある人のための施設で仲間と生産活動をしたい」も他の障害より多くなっています。

＜希望する働き方＞

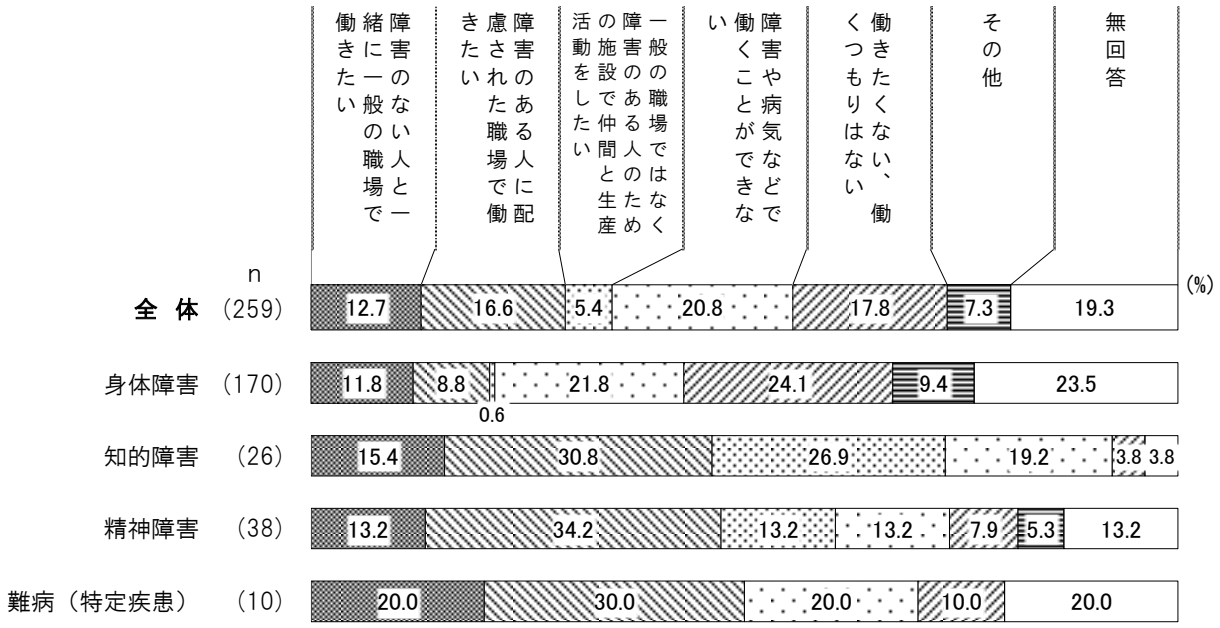

○障害のある人が一般の職場で働き続けるために必要な支援は、いずれの障害でも「障害の特性や能力などに応じた仕事の割り当て、職場探し」が最も多くなっています。知的障害では「あいさつやコミュニケーションなど社会的生活をおくるための訓練・指導」、精神障害では「仕事の悩みを相談したり、仲間と語りあうなど、仕事帰りに息抜きできる場所」も他の障害より多くなっています。

＜一般の職場で働き続けるために必要な支援（複数回答可）＞

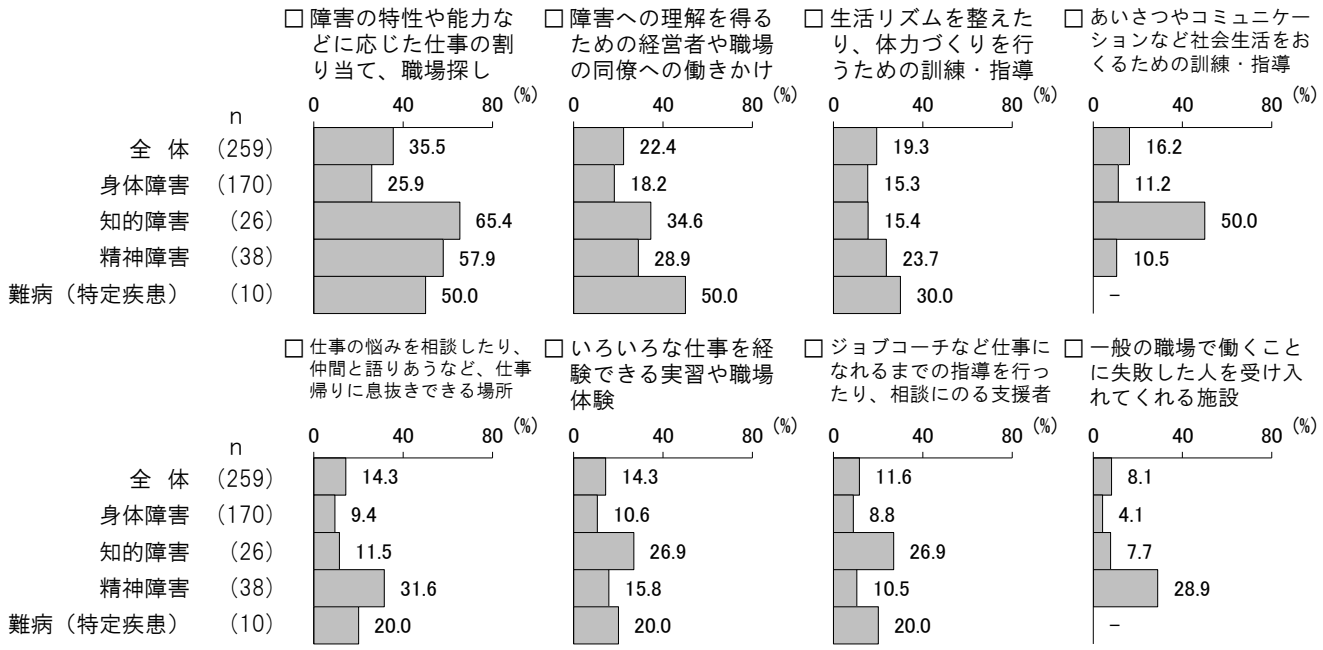

（４）相談、緊急時の対応について

○困ったことや悩んでいることの相談先は、いずれの障害でも「家族・親戚」が６割以上と特に多くなっています。この他、知的障害では「福祉施設・サービス事業所・相談支援事業所などの支援員」が 42.3%、精神障害でも 31.6%となっています。

＜相談相手（上位４項目）＞

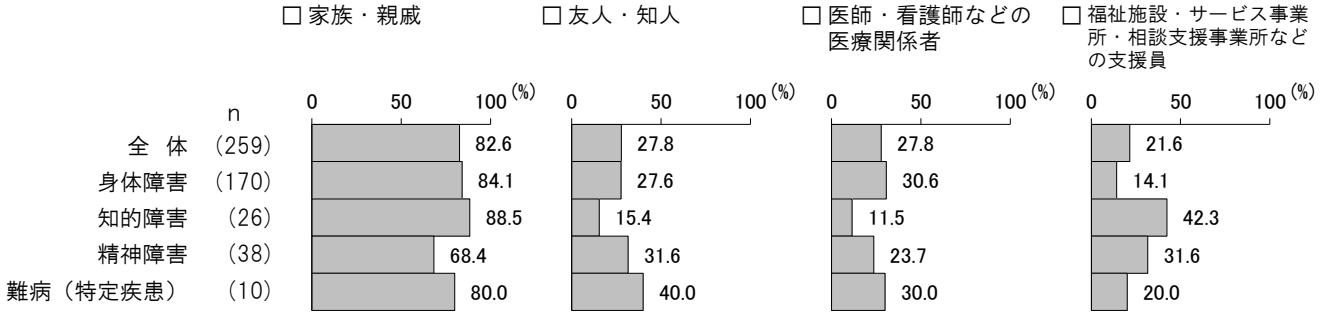

○相談しやすい地域体制をつくるために特に必要なことは、いずれの障害でも「信頼できる相談者がいる」が最も多く、特に知的障害と難病（特定疾患）では６割から７割台となっています。知的障害と難病（特定疾患）ではこの他に「身近な場所で相談できる窓口がある」、「プライバシーが確保されている」、精神障害と難病（特定疾患）では「曜日や時間に関係なく、いつでも相談に応じてくれる」が多くなっています。

＜相談しやすい地域体制をつくるために特に必要なこと（複数回答可）＞

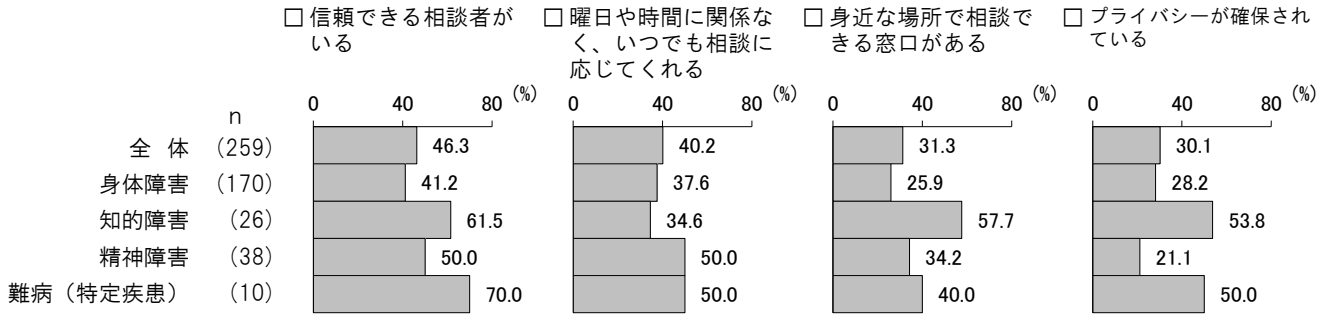

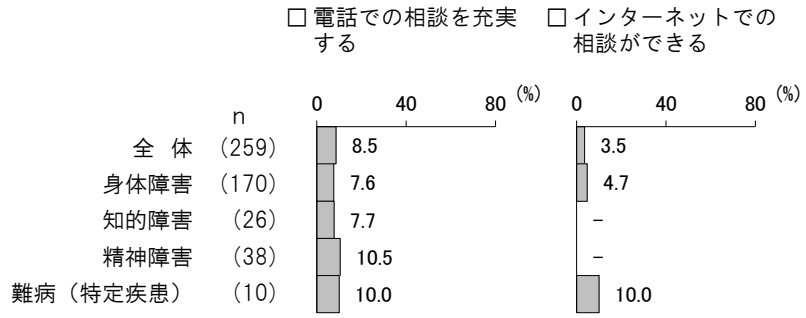

○火事や地震などの災害発生時のひとりでの避難の可否では、「ひとりで避難できる」は身体障害、精神障害で５割から６割台となっています。知的障害では「ひとりで避難できる」は１割未満となっています。

＜災害時の避難の可否＞

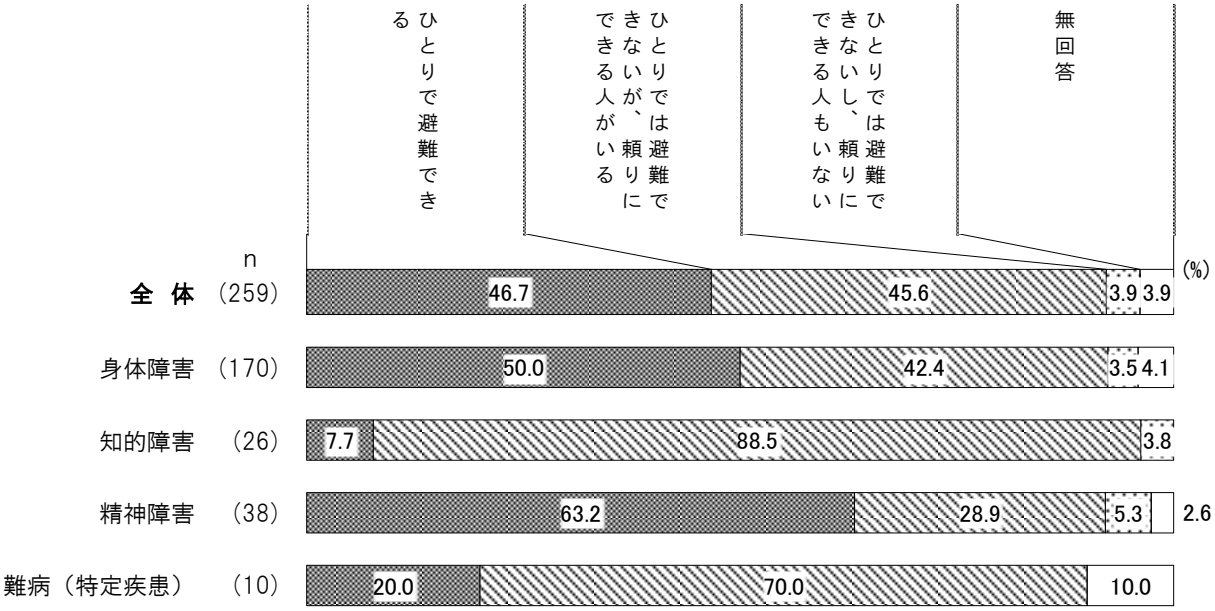

（５）福祉サービスについて

○現在の障害福祉サービス利用状況は、知的障害で 53.8％と多く、精神障害で 34.2％となっています。

＜障害福祉サービスの利用状況＞

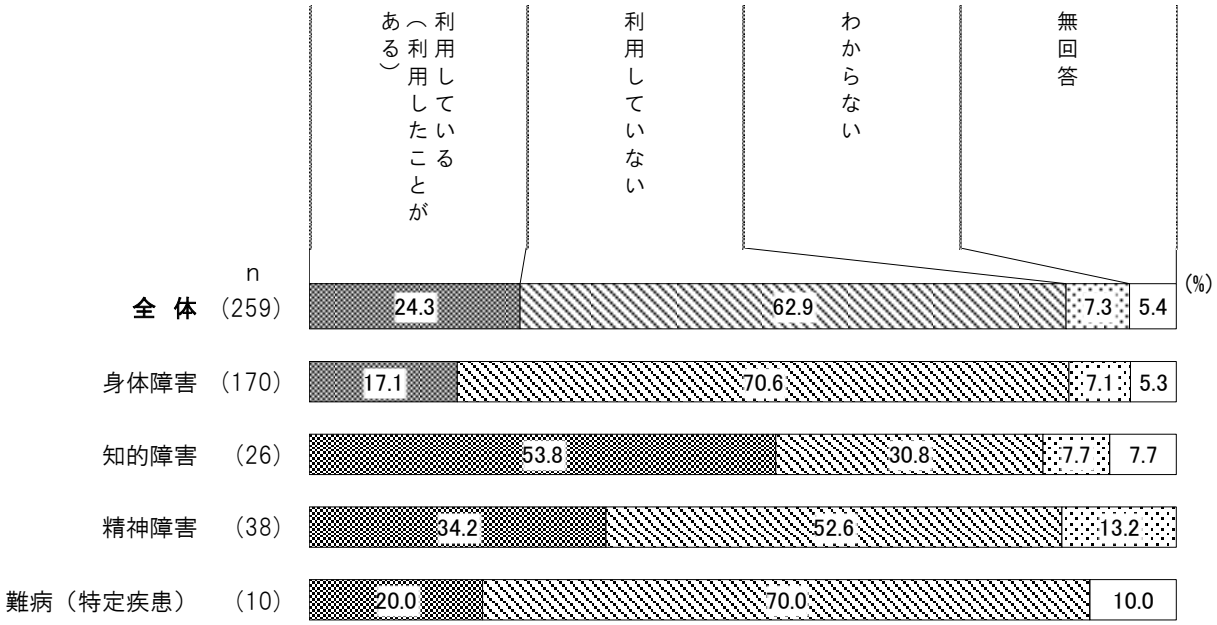

（６）福祉のまちづくりについて

○平成 28 年４月１日に施行された障害者差別解消法を「知っている」は身体障害と難病（特定疾患）で１割台となっています。「聞いたことはある」をあわせた《認知》は、いずれも２割以上で、特に身体障害では４割近くとなっています。

＜障害者差別解消法の認知＞

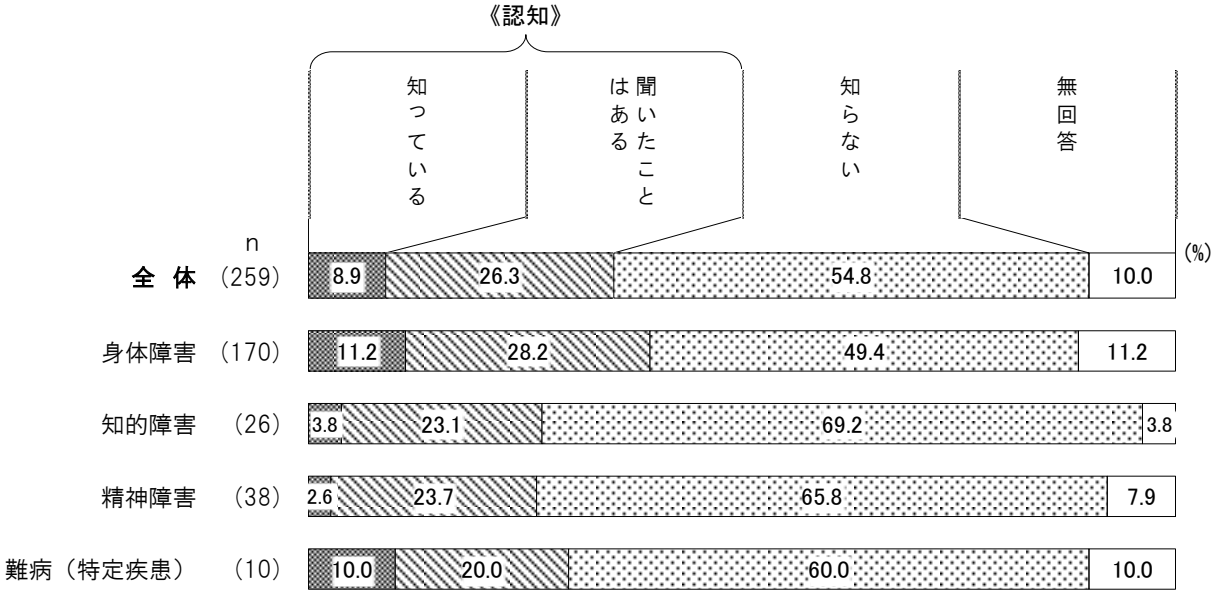

○障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことのある人は 30.5%となっています。

＜差別や嫌な思いをする（した）こと＞

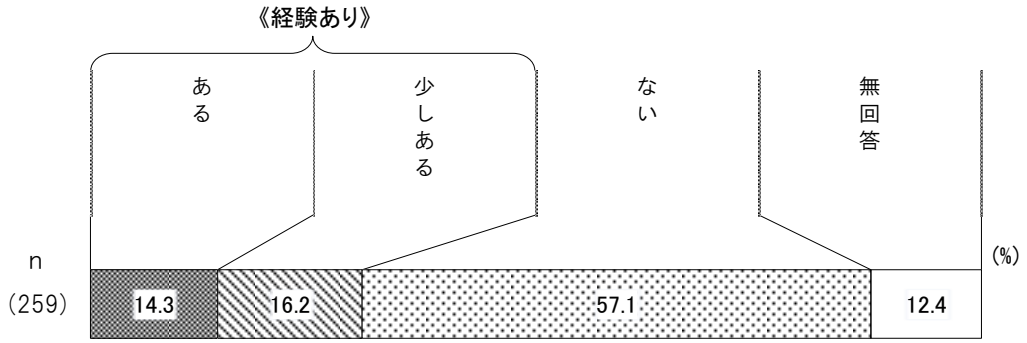

○障害者虐待防止法の《認知》は、難病（特定疾患）で５割、身体障害と精神障害で３割台、知的障害で２割台となっています。

＜障害者虐待防止法の認知＞

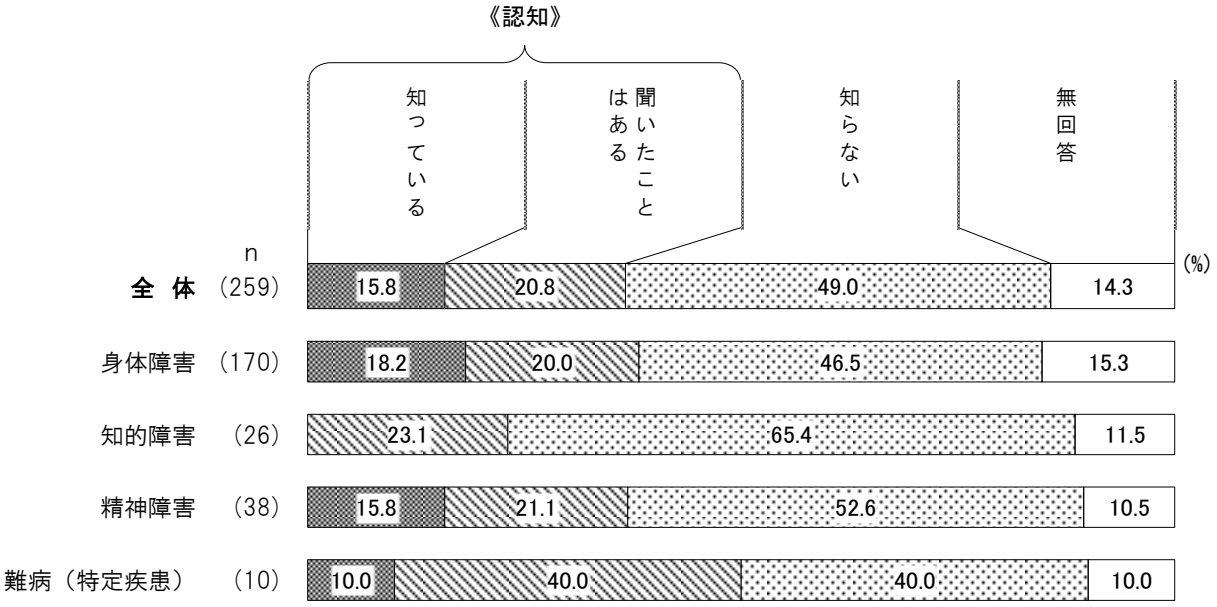

○成年後見制度については、「どのような制度か知っており、今後、制度を利用したい」は知的障害が 7.7%、難病（特定疾患）が 20.0%となっています。また、いずれの障害でも「どのような制度か知っているが、今後、制度を利用する予定はない」が３割台、「どのような制度かしらない」が３割以上となっています。

＜成年後見制度の認識と利用意向＞

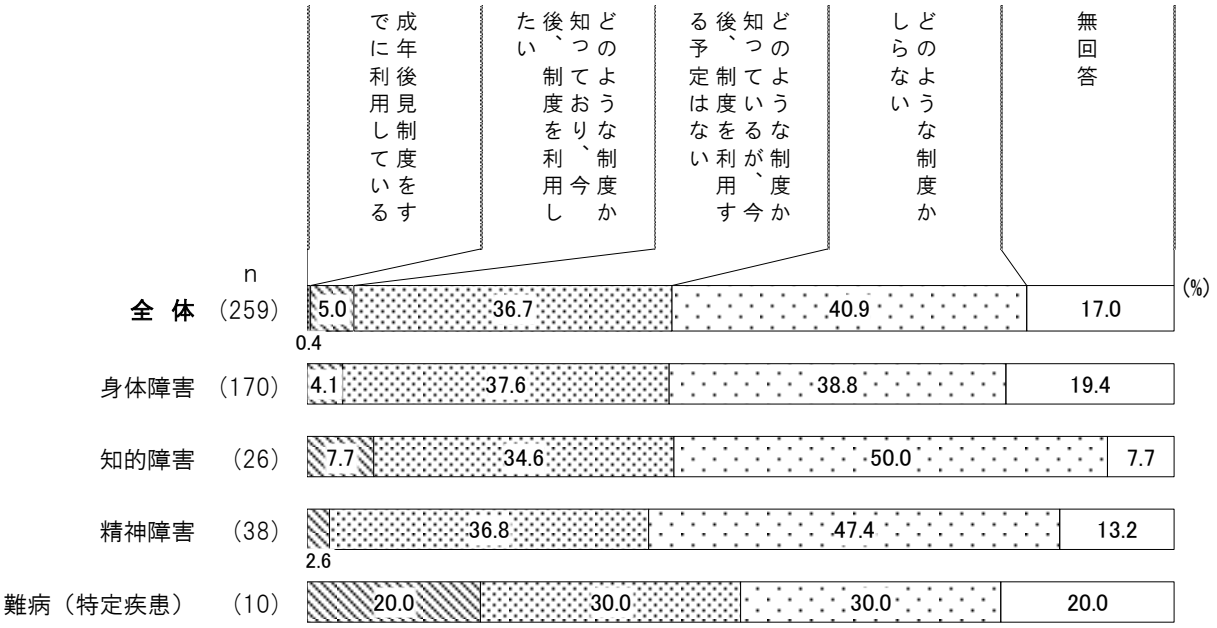

○将来、希望する生活は、いずれの障害でも自宅（独居／同居）での生活を希望する人が多くなっていますが、知的障害では「グループホームなどで、介助や支援を受けながら、障害のある他の人と一緒に暮らす」が 30.8%と他の障害より多くなっています。

＜将来の希望する生活＞

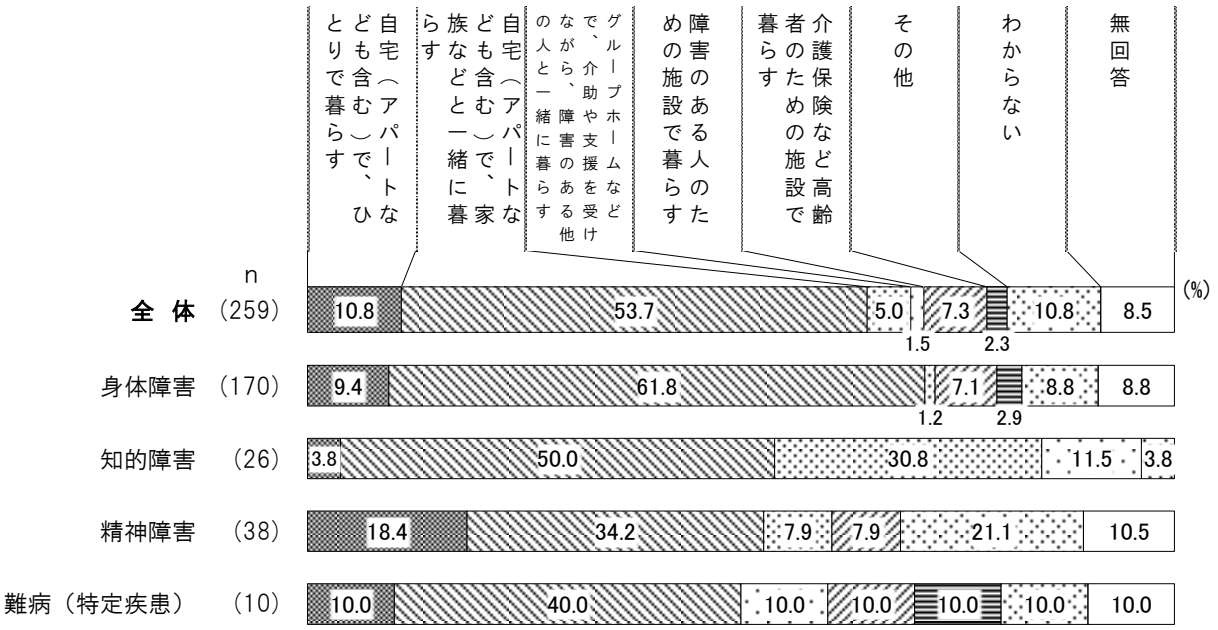

○障害のある人にとって河内町は、「暮らしやすい（そう思う）」は、身体障害、精神障害で２割前後となっています。一方、「暮らしにくい（そう思わない）」は身体障害を除き、いずれの障害でも２割以上となっています。

＜河内町の暮らしやすさ＞

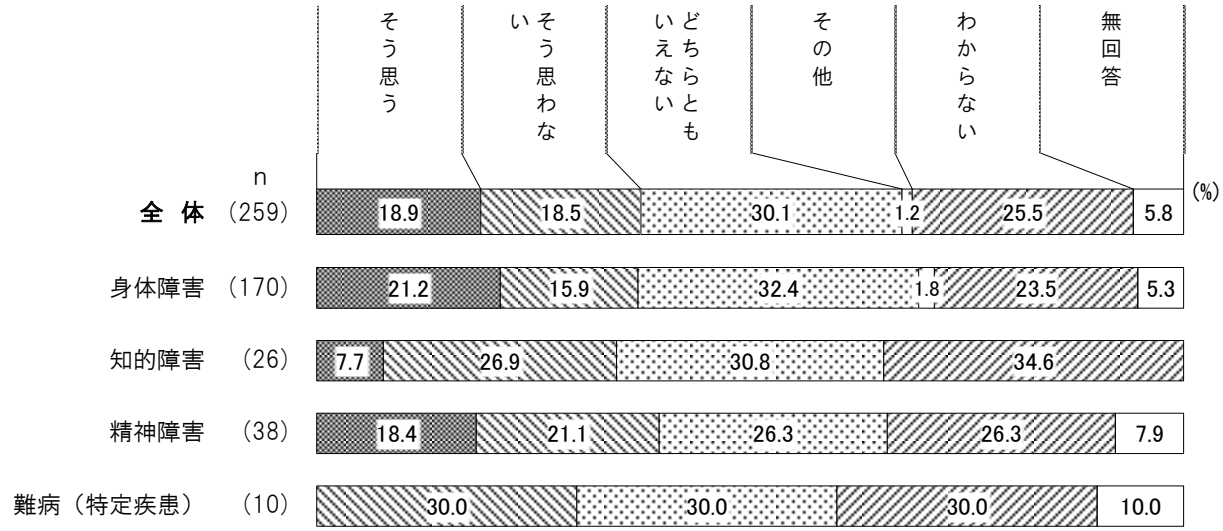

○障害のある人が自立した生活を送るために、行政が特に充実させるべき施策は、いずれの障害でも「年金・手当、医療費の助成など、経済的な生活援助を充実する」が多くあげられており、特に身体障害と精神障害では最も多くなっています。この他、知的障害では「身近で利用しやすい相談支援体制を充実する」、「グループホームなど地域における障害のある人の生活の場を確保する」が、難病（特定疾患）では「障害のある人のための制度・サービスに関する情報提供を充実する」が多くなっています。また、「障害のある人の就労を支援し、雇用を促進する」は、知的障害と精神障害で２割から３割台と多くなっています。

＜行政が特に充実させるべき施策（複数回答可ー上位12項目）＞

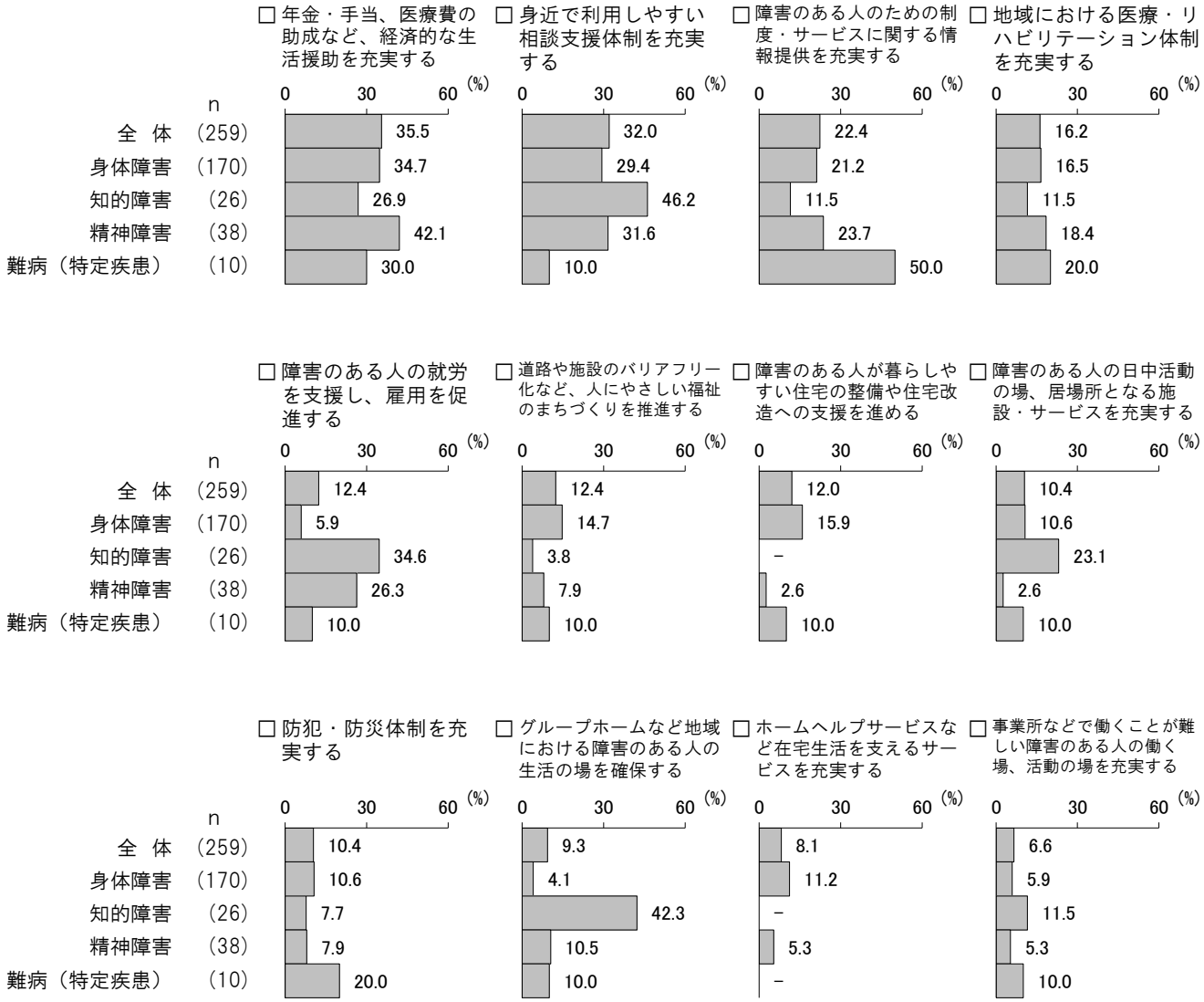

第３節　河内町のこれまでの取り組み

１　施策の実施状況

前期計画期間中（平成 24 年度～平成 29 年度）においては、以下の施策に重点的に取り組んできました。

※河内町第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画の策定に伴い、施策の実施状況を現状（令和３年３月時点）に即したものとしています。

（１）お互いに支え合う「共生」のまちづくり

【啓発活動、福祉教育の推進】

・社会福祉協議会では、かわち学園へ「福祉に関する作文・絵画」の募集をし、入選した作品を作文集として制作発行、配布して、より多くの児童生徒に福祉に関する理解と関心、思いやりの心を育めるよう図りました。また、広報かわちにも掲載し広く啓発活動を行いました。

【ボランティア活動の促進と推進と人材育成】

・平成 26 年３月に社会福祉協議会ボランティアセンターを開設し、ボランティア活動をしたい人と、ボランティアにお願いしたい人を結び付け、みんなで支え合い、助け合うあたたかい町づくりを推進しました。

【地域福祉活動の充実】

・地域福祉の担い手である社会福祉協議会を中心に、民生委員・児童委員、ボランティアなどによる活動がされました。

【住宅環境の整備】

・平成 25 年にバリアフリー、ユニバーサルデザインを適用した子育て支援住宅（河内たいようの里団地）が完成しました。

【安全対策の充実】

・体の不自由なひとり暮らしの障害者に対し、緊急通報装置の貸与を実施しました。

・平成 24 年６月に河内町災害時要援護者避難支援実施要綱を策定しました。障害者等が災害時等における地域での支援を受けるための要援護者名簿を整備し、安心して暮らすことができる地域づくり、緊急時の情報伝達や避難誘導、救助体制の確立に努めました。

・聴覚や言語機能に障害があるなど、音声による通報が難しい方向けの「ＮＥＴ119」緊急通報システムを、稲敷広域消防本部と連携し、平成 31 年に導入しました。

【ヘルプマーク・ヘルプカードの配布】

・外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるようにするヘルプマーク、援助を必要とする方が携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人にお願いするためのヘルプカードを配布しています。また、町ホームページ及び広報等により周知を行っています。ヘルプマーク・ヘルプカードは、緊急時や災害時、日常生活の中で困ったときに支援を容易にし、障害への理解と利用者の福祉を推進します。

（２）地域生活を支える「安心」のまちづくり

【相談支援体制の強化】

・町の相談支援体制の整備については、自立支援協議会においても検討してきました。平成 28 年度には町内の福祉サービス提供事業所に対し、相談支援事業所開設の要望を行い、平成 30 年に町内初の相談支援事業所が開設しました。
・平成 28 年度に町民課および福祉課の窓口にカウンタ型磁気誘導システムを設置し、聴覚障害者等に配慮した相談体制を整備しました。

【生活支援の充実】

・地域生活支援事業の日常生活用具給付等事業において、申請者からの要望に対し、対象種目の追加および交付基準額の見直しを行い、支給しました。
・日中活動の場の充実としては、平成 25 年に町内の介護老人福祉施設から申請があり、地域資源の有効活用となるため、基準該当サービス事業所として指定し、生活介護および自立訓練（生活介護）のサービスが展開されました。
・居住の場の確保としては、平成 28 年度にグループホームが開設されました。

【保健・医療サービスの充実】

・平成 29 年度より、保健センターでは従来の乳幼児健診に加えて、５歳児健診を実施し、発達障害の早期発見、保護者との相談に努めています。
・メンタルヘルス対策の推進については、保健センターにおいて、こころの健康づくり、自殺予防の普及を図り、また福祉課障害福祉係とともに平成 28 年度に家族教室を実施し、障害福祉制度についての理解を図りました。

【権利擁護の推進】

・虐待防止の取り組みとして、平成 26 年度に河内町障害者虐待防止対策事業実施要綱を策定しました。同年に町直営の河内町障害者虐待防止センターを設置し、県主催の研修会に参加し、見識を深めています。

・差別解消の取り組みとして、自立支援協議会をはじめ、関係機関と連携しながら、平成 28 年３月に河内町職員対応要領を策定し、同年４月に施行しました。

（３）生きがいと意欲に満ちた「豊かな」まちづくり

【特別支援教育および就学前保育・教育の充実】

・特別支援教育の取り組みでは、かわち学園においては、障害や発達の遅れがある児童・生徒を可能な限り受け入れており、令和２年度は特別支援学級には、30 名（前期課程 25 人、後期課程５人）が通学しています。

・かわち学園にはエレベーターやバリアフリートイレを設置し、昇降口には点字ブロック、手すりおよびエレベーターの階数ボタンに点字を整備し、バリアフリーに適合した校舎になっています。

・支援を要する子どもやその保護者に対し適切な支援が行えるように、保健センター、各認定こども園、教育委員会および福祉課で連携し、子どもの発達が気になる段階からの支援を行うため、年に数回、必要に応じ訪問やケース会議を実施し、支援体制を構築しています。

・夏休み等の長期休業期間については、町内の福祉サービス提供事業所に日中一時支援事業を委託して児童クラブを開設し、障害児等の放課後対策を継続的に実施しています。

・新設予定の幼保連携型認定こども園には、バリアフリートイレを設置し、昇降口には点字ブロック、占有駐車場のスペース確保、スロープの整備をし、バリアフリーに適合した園舎になっています。

・巡回相談支援をかわち学園に通学する児童生徒、保護者および学校教職員にまで対象範囲を広げ、就学後の児童生徒に対し、切れ目のない発達相談支援体制を構築しています。

・医療的ケア児、重症心身障害児、肢体不自由児に対する支援の場の充実が求められるなかで、医療的ケアの必要な子どもの通所可能な療育機関が不足していることから、平成 30 年に河内町自立支援協議会を協議の場として整備しました。

【雇用・就業の促進】

・福祉的就労を希望する方の就労支援について、平成 25 年度に町社会福祉協議会において、就労継続支援Ｂ型事業所「河内町障がい者支援センターひかり」を開設し、福祉的就労の充実を図りました。

・町役場における実習の場の機能として、令和元年に特別支援学校の生徒の実習を受け入れました。

【地域への参画促進】

・町身体障害者福祉協議会、手をつなぐ親の育成会、龍ケ崎地方家族会（ピア・かたつむり）等の各種団体の活動を支援するために補助金の支給を行いました。

【学習・スポーツ・文化芸術活動の促進】

・スポーツ、文化活動については、県、町、社協等の主催行事、各種講座および教室について、広報誌やホームページ等に掲載し情報提供するとともに、各種イベント等への参加促進のため、町公用バス利用の周知や茨城県身体障害者福祉連合会の福祉バス利用についての案内を行いました。

２　障害福祉サービスの実施状況

第５期障害福祉サービスの実施状況は以下の通りです。

（１）指定障害福祉サービス、相談支援事業（指定相談支援）

（月平均値）

サービス種別	単位	実績値		計画値			対計画
		平成 30 年度	令和元年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	時間	5	5	52	52	52	9.6%
	人	2	2	4	4	4	50.0%
生活介護	人	38	36	36	36	36	100.0%
自立訓練（機能訓練）	人	0	0	0	0	1	－
自立訓練（生活訓練）	人	1	0	1	1	1	0.0%
就労移行支援	人	6	6	3	3	4	200.0%
就労継続支援（A型）	人	4	6	3	3	3	200.0%
就労継続支援（B型）	人	18	22	18	18	19	122.2%
就労定着支援	人	1	2	1	1	1	200.0%
療養介護	人	1	1	1	1	1	100.0%
短期入所	人	8	8	6	7	8	114.3%
自立生活援助	人	0	0	1	1	1	0.0%
共同生活援助（グループホーム）	人	17	17	16	16	16	106.3%
施設入所支援	人	14	13	14	14	14	92.9%
計画相談支援	人	76	75	71	71	73	105.6%
うちセルフプラン	人	9	6				
地域移行支援	人	0	0	0	0	1	－
地域定着支援	人	0	0	0	0	1	－
児童発達支援	人	13	13	8	4	4	325.0%
医療型児童発達支援	人	0	0	1	1	1	0.0%
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	0	1	－
放課後等デイサービス	人	3	7	4	5	6	140.0%
保育所等訪問支援	人	0	0	0	0	1	－
障害児相談支援	人	24	23	13	10	11	230.0%
うちセルフプラン	人						

（２）地域生活支援事業

（月平均値）

サービス種別		単位	実績値		計画値			対計画
			平成 30 年度	令和元年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度
①理解促進研修・啓発事業		有無	有	有	有	有	有	－
②自発的活動支援事業		有無	有	有	有	有	有	－
③相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所	3	3	3	3	3	100.0%
	基幹相談支援センター	有無	有	有	有	有	有	－
	相談支援機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	－
	住宅入居等支援事業	有無	無	無	無	無	無	－
④成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用支援事業	人数	0	0	1	1	1	0.0%
	成年後見制度法人後見支援事業	人数	0	0	0	0	1	－
⑤意志疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人数	0	0	2	2	2	0.0%
	手話通訳者設置事業	人数	0	0	0	0	0	－
⑥日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	給付人数	0	0	1	1	1	0.0%
	自立生活支援用具	給付人数	0	1	1	1	1	100.0%
	在宅療養等支援用具	給付人数	1	0	1	1	1	0.0%
	情報・意思疎通支援用具	給付人数	0	0	1	1	1	0.0%
	排泄管理支援用具	給付人数	153	150	156	156	156	96.2%
	居宅生活動作補助用具	給付人数	0	0	1	1	1	0.0%
⑦移動支援事業		人数	2	2	3	3	3	66.7%
⑧地域活動支援センター		箇所	2	2	2	2	2	100.0%
⑨日中一時支援事業		人数	21	27	22	22	22	122.7%
⑩社会参加促進事業		人数	0	0	1	1	1	0.0%
⑪巡回支援専門員整備事業		有無	有	有	有	有	有	－

第４節　取り組むべき主な課題

これまでの取り組みが一定の成果を上げている一方、次のような残された課題や新たに取り組むべき課題も浮かび上がってきています。

【啓発活動、福祉教育の推進】

・地域共生社会の実現に向けた取り組みとして、ボランティア等の地域住民の協力を得られるように、地域で見守り支え合うコミュニティづくりの更なる推進が必要です。

【住宅環境の整備】

・町営住宅みどりの里団地の大規模改修の際にはバリアフリー、ユニバーサルデザインの適用を推進します。

・公園などの公共施設では、占用駐車場のスペース確保や一部未舗装の部分等があるため、対策が必要であり、今後は民間主導型による修繕管理を含め、ユニバーサルデザイン化をする必要があります。

【安全対策の充実】

・避難行動要支援者の避難支援については、定期的な避難行動要支援者名簿の整備や、地域住民との連携、災害時の避難支援体制の具体化などが課題です。

・防犯知識の周知徹底、悪徳商法の手口、消費者被害の実態および被害防止や救済制度等の情報を障害者に適切に届けることについて課題があります。

【相談支援体制の強化】

・「計画相談支援」については、既に支給決定者全員に導入済みであり、平成 30 年に町内初の相談支援事業所が開設しましたが、近隣市町村の相談支援事業所への依存が高いのが現状です。また、相談支援事業所での計画相談作成につながらない場合は、セルフプランで対応しています。

【生活支援の充実】

・「親亡き後」も安心できる地域支援に向け、地域生活支援拠点等の整備をはじめとする、居住支援のための機能を、町の実情に応じ、障害者の生活を地域全体（近隣市町村の事業所も活用）で支える体制整備が課題です。

・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、自立支援協議会などで検討し、近隣市町村との協力を含め、体制を整備していく必要があります。

・情報保障の分野では、ホームページ読み上げ機能の導入を検討し、目の不自由な方が気軽に情報を得られるような体制の整備が必要です。

【権利擁護の推進】

・障害者虐待防止および障害者の養護者への支援について、更なる普及啓発に努め、関係機関と連携を取りながら、障害者や養護者の生活を支援できる体制を構築する必要があります。

・差別解消に向けた取り組みとして、町内の障害者団体および関係機関、福祉サービス事業所、会社などの事業所への周知や啓発活動を引き続き行う必要があります。

・成年後見制度の利用促進について、町包括支援センター等関係機関と連携しながら、更なる普及啓発、利用推進に取り組む必要があります。

【障害児支援の充実】

・共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための更なる特別支援教育の推進が必要です。

・医療的ケア児、重症心身障害児、肢体不自由児に対する支援の場の充実が求められる中で、医療的ケアの必要な子どもの通所可能な療育機関が不足していることから、近隣市町村との協力も含め、圏域内でも整備していく必要があります。

【雇用・就業の促進】

・障害のある方の就労については、個別対応、ハローワーク等の関係機関との連携やネットワークが必要であることから、支援体制の整備が必要です。

・「河内町障がい者支援センターひかり」の継続的な運営が行われるよう、社会福祉協議会と連携しながら、福祉的就労の場の確保に努める必要があります。

・障害者優先調達制度については、指針を作成し、当町各課と連携しながら、同制度の推進に努めています。町役場における、障害者雇用の充実、実習の場としての機能、障害者優先調達法のガイドラインに沿った各課対応の推進などが課題です。

第３章　計画の基本的方向

第１節　基本理念

「かわち障害者いきいきプラン（平成 30 年度～令和５年度）」は、障害者の生活全般にかかる計画であるため、本町の最上位計画である「河内町総合計画」のめざす方向性との調和を保ちつつ、これまでの基本理念を継承し、以下のように定めます。

●基本理念●

誰もが自分らしくいきいきと、
安心して暮らせる共生のまちづくり

この理念は、障害の有無にかかわらず、すべての町民が等しく、一人の人間として、お互いの人格や個性を尊重し合い、共に支え合いながら、自分らしくいきいきと、安心して暮らせるまちづくりをめざすものです。

少子高齢化や人口減少、核家族化、また、障害のある人やその介護者の高齢化などを背景に、いつまでも住み慣れた地域で暮らしていくための環境に多くの方が不安を感じています。アンケート調査からも、教育や就労、社会参加など、さまざまな生活場面で不便や不安を感じていたり、支援を必要としている状況がうかがえます。

また、これからは、障害のある人も支援を受ける側にあるだけではなく、時には支援の担い手となるなど、様々な立場の人が協働により、地域社会を豊かにしていくことが求められる時代です。

誰もが河内町民の一員として、地域で互いに支え合い、住み慣れた地域の中で自分らしく充実した人生を過ごすことができるような障害者施策の展開を図ります。

第２節　基本目標と基本施策

基本理念を実現するため、３つの基本目標と 14 の基本施策を定めます。

基本理念

誰もが自分らしくいきいきと、安心して暮らせる共生のまちづくり

基本目標

基本目標１
お互いに支え合う「共生」のまちづくり

啓発・広報・福祉教育、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設・設備の整備などにより、「共生」のまちづくりをめざします。

基本施策

【基本施策1】啓発広報、福祉教育の推進
【基本施策2】地域福祉活動の推進
【基本施策3】生活・活動の場の整備
【基本施策4】安全対策の充実

基本目標２
地域生活を支える「安心」のまちづくり

生涯を通じて一貫したきめ細かな支援が行えるよう、サービス提供体制が充実した「安心」のまちづくりをめざします。

【基本施策1】相談支援体制の強化
【基本施策2】生活支援の充実
【基本施策3】保健・医療サービスの充実
【基本施策4】情報提供およびコミュニケーション支援体制の充実
【基本施策5】移動支援の充実
【基本施策6】権利擁護の推進

基本目標３
生きがいと意欲に満ちた「豊かな」まちづくり

障害のある人が、その能力を伸ばし、発揮しながら、いきいきと暮らしていけるよう、教育や雇用・就労支援、社会活動への参加支援などが充実した「豊かな」まちづくりをめざします。

【基本施策1】特別支援教育および就学前保育・教育の充実
【基本施策2】雇用・就業の促進
【基本施策3】地域への参画促進
【基本施策4】学習・スポーツ・文化芸術活動の促進

第２編　障害者基本計画

基本目標１： お互いに支え合う「共生」のまちづくり

第１節　啓発活動、福祉教育の推進

【現状と課題】

障害や障害者への理解促進を図るため、社会福祉協議会が年１回発行している「社協だより　かわち」に身体障害者福祉協議会について掲載し、障害者週間においてはポスターを窓口に掲示したりするなど啓発広報に努めています。

また、かわち学園における福祉教育では、福祉施設等への訪問、社会福祉協議会との連携による車椅子介助模擬体験、福祉に関する作文・絵画の募集、作文集の発行等を実施し、福祉のこころの醸成を図っています。

しかし、アンケート調査では、偏見や差別等を感じている障害者も少なくない状況がうかがえます。

現在、わが国では、障害者差別解消法が施行されており、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮※1の提供義務が定められています。本町においても、町政のあらゆる場面で、障害者への一層の理解・配慮を働きかけていくことが求められています。

【施策の方向性】

これまで実施してきた啓発活動を継続していくとともに、町ホームページ等も活用し、障害者福祉についての理解を一層深めていきます。

特に、障害者差別解消法の制定を受け、不当な差別の禁止や合理的配慮について、重点的に啓発活動を進めていきます。

※合理的配慮：障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としている意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で対応すること。障害者差別解消法では、国・都道府県・市町村などの役所は提供義務が、事業者においては努力義務が課せられている。

■主な実施事業

事業名	事業概要
障害者週間における啓発活動	障害者週間にポスターを掲示し、障害および障害者に対する理解促進に努めます。町ホームページも活用し、障害者週間の機会にあわせた啓発活動の充実を図ります。
「社協だよりかわち」の発行	年１回、社会福祉協議会にて発行する「社協だよりかわち」の中で障害者に関する記事を掲載し、障害者も含めたさまざまな人たちの交流促進を図ります。
生涯にわたる福祉教育の推進	かわち学園、認定こども園、社会福祉協議会などが連携し、生涯にわたる福祉教育を推進します。
社会福祉協議会による福祉作文集の制作・配布	かわち学園の児童生徒を対象に福祉に関する作文・絵画を募集し、入選した作文作品を作文集として制作発行し、福祉教育に役立てます。

第２節　地域福祉活動の推進

１　ボランティア活動の促進と人材育成

【現状と課題】

本町では、高校生以上の学生ボランティアによる特別支援学校での活動補助のほか、社会福祉協議会とボランティアの協力による福祉有償運送サービス事業や、社会福祉法人等による外出支援サービスなど、個人や団体で福祉活動に参加している町民も多くいます。

また、社会福祉協議会では、町民によるボランティア活動の活発化を図るため、各種支援や褒賞制度を設けているほか、ボランティア育成研修会も開催しています。

障害者一人ひとりにきめ細かな支援を行っていくためには、フォーマル（公的）なサービスだけでなく、ボランティア活動のような地域住民による活動が不可欠なため、社会福祉協議会等と連携しながら、既存の活動を基軸に、ボランティア活動等への更なる町民参加の促進やボランティアグループ同士のネットワークづくりなどを図っていくことが求められます。

【施策の方向性】

今後も、ボランティア活動が活発に行われるよう、社会福祉協議会と連携しながら、ボランティアの育成やボランティア活動の場・機会の充実に努めるとともに、各団体との情報の共有を図るなど、ボランティア活動の活発化を図ります。

■主な実施事業

事業名	事業概要
ボランティア養成講座への参加促進等	県や社会福祉協議会で開催するボランティア養成講座等を周知し、参加を促進します。
ボランティア活動の支援	ボランティア保険への加入や褒賞制度等により、ボランティア活動を支援します。

２　地域福祉活動の充実

【現状と課題】

本町では、地域福祉の担い手である社会福祉協議会を中心に、民生委員・児童委員、ボランティアなどによる活動が展開されています。

障害者の生活を支えていくためには、日頃からの地域住民による支援が必要です。また、共に生きる社会を構築していく上では、障害のある人も時には支援の担い手となるなど、さまざまな生活の場面で町民それぞれが役割を担っていくことが大切です。

道端や公共の場などでのあいさつや手助け、行事・イベントでの交流、地域での見守り活動やボランティア活動など、さまざまな機会に日常的に障害のある人とない人がともにふれ合う機会を増やし、地域福祉活動につなげていくことが求められます。

特に、災害時の避難行動においては、避難行動要支援者に対する地域での日頃からの見守りが重要であり、既存の活動を基軸に、地域の見守り・支え合いのネットワークを一層強化していくことが求められます。

【施策の方向性】

日常的に障害のある人とない人がともにふれ合う機会の拡充を図りながら、地域の見守り・支え合いのネットワークの強化に努めます。

■主な実施事業

事業名	事業概要
あいさつ･声かけ運動の展開	役場、社会福祉協議会、かわち学園、認定こども園および関係機関が率先しながら、町民にあいさつ・声かけ運動を展開します。
行事･イベントでのふれ合いの拡大	町内の各種行事・イベントについて、障害を持つ人と持たない人がともに参画し、楽しめる企画・実施に努めます。 また、障害者を対象にした行事・イベントへの障害を持たない人の参加を促進していきます。

事業名	事業概要
地区の助け合い・見守りネットワークづくりの促進	民生委員・児童委員等による訪問などを促進し、地域の助け合い・見守りネットワークづくりを図ります。

第３節　生活・活動の場の整備

１　障害者にやさしい公共空間の確保

【現状と課題】

道路や公共建築物の段差解消、バリアフリートイレ、手すりの設置など、バリアフリー、ユニバーサルデザインの取り組みは全国的に広がりつつあります。

町内の公共施設においても段差解消等のバリアフリー化は進んでいますが、車いす等に対応した占用駐車スペースの確保や歩道の整備など、だれもが使いやすい公共空間整備に向け、さらなる対応が必要です。

「バリアフリー新法※（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」などの基準に沿いながら、また、町民の声を生かしながら、障害者が安心して外出し、身近な場所で憩い、ふれ合うことができるまちづくりを進めていくことが求められています。

※バリアフリー新法：平成 18 年 12 月 20 日施行。従来対象となっていた建築物、公共交通機関、道路に加えて、路外駐車場、都市公園にも、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合が求められ、また、駅を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集中する地区において、面的なバリアフリー化を進めるものです。さらに、住民参画などのソフト面での施策の充実も図るものです。

【施策の方向性】

すべての人が使いやすいユニバーサルデザインの視点にたって、当事者等の声を取り入れながら、できるところからバリアフリー、ユニバーサルデザインの採用を検討します。また、町民に対して広くバリアフリー化の意義や大切さの理解促進を図り、障害のある人が安心して暮らし、外出できる生活環境づくりを進めます。

■主な実施事業

事業名	事業概要
公共施設のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化の推進	公共建築物や公園などについて、障害者にやさしい公共空間づくりに努めます。
民間公益施設のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化の促進	商店など、民間公益施設についても、バリアフリー、ユニバーサルデザイン化に向けた改善への協力を要請していきます。

事業名	事業概要
交通安全対策の推進	町道の整備においてはバリアフリー、安全性に配慮した整備に努めるとともに、県道や国道についても危険箇所等の解消に向けて各関係機関に要望をしていきます。また、交通安全教室等により交通安全に関する意識啓発に努めます。

２　住宅環境の整備

【現状と課題】

住宅環境の整備として、本町では住宅改修費の補助を行っており、町営住宅についても改修の際などにバリアフリーの導入に努めています。

暮らしやすい住宅は、在宅の障害者にとって地域で安心して暮らしていくために大切であり、住宅をより安全で快適な場所に改善していくことが求められます。

【施策の方向性】

地域で安心して暮らしていくために、町営住宅のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化や、住宅改修における費用の一部助成事業の周知を図り、住宅環境の整備に努めます。

■主な実施事業

事業名	事業概要
町営住宅のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化の推進	町営住宅については、新設、改修の際にバリアフリー、ユニバーサルデザインの適用に努めます。
住宅改修費	重度の身体障害児・者が、室内外における移動や、廊下、浴室、トイレ等の使用を容易にするための改修に要する費用の一部を助成します。また、事業の周知に努めます。

第４節　安全対策の充実

【現状と課題】

本町では、災害時や急病、事故等の緊急時に備え、避難行動要支援者避難支援プランを策定しています。また、ひとり暮らし高齢者等に対してワンボタンで消防署に通報できる緊急通報装置を貸与しています。

東日本大震災の発生により、わが国の災害対策、とりわけ避難行動要支援者対策の抜本的な見直しが行われてきました。障害者は、一人ひとりのハンディキャップの内容が一様ではなく、災害直後の情報の伝達から、救命・救助、さらには避難施設での生活に至るまで、あらゆる面で個別の支援が必要となります。

アンケート調査でも、災害時等に一人で避難できない人や頼りにできる人もいない人が多くいる状況がうかがえます。

災害等の緊急時には、身近な地域での人間関係が生命・身体・財産の保全に大きく影響することから、日頃から、地域での見守り・支え合いの関係を築いておくことが重要です。

【施策の方向性】

避難行動要支援者避難支援プランに基づき、障害者等の避難行動要支援者の見直しを随時行うとともに、災害発生時には同プランに基づき、円滑な避難対策が行えるよう努めます。

悪質商法等の消費者被害防止に向け、啓発と情報提供に努めるとともに、地域防犯体制の強化を図ります。

■主な実施事業

事業名	事業概要
緊急通報装置の貸与	ひとり暮らしの高齢者などを対象に、ワンボタンで消防署に通報できる緊急通報装置を貸与します。
地域防災体制の充実	避難行動要支援者避難支援プランに基づき、地域住民や関係機関が連携しながら、緊急時の情報伝達や避難誘導、救助体制の確立に努めます。
地域防犯体制の充実	防犯知識の周知徹底や悪質商法等の消費者被害防止に向けた情報提供に努めるとともに、地域における防犯活動を促進し、犯罪被害の発生を未然に防ぐまちづくりを進めます。

基本目標２：地域生活を支える「安心」のまちづくり

第１節　相談支援体制の強化

【現状と課題】

障害全般での相談窓口としては、役場窓口、保健センター等で担当しており、知的障害に関することや精神障害に関する専門的な相談については、町外の指定相談支援事業所に業務委託をし、相談体制を確保しています。

また、民生委員・児童委員も身近な相談相手として相談に応じているほか、地域全体で見守る体制の強化を図っています。

町役場では、町民課および福祉課窓口に聴覚障害者等に配慮した相談機器を用意し、相談体制を整備しています。

一方、障害者相談員が未設置な状況であり、相談支援体制の強化は急務です。

アンケート調査においては、相談しやすい地域体制として、「信頼できる相談者がいる」、「いつでも相談に応じてくれる」といった回答が多くみられます。

障害者や家族、介助者等が、身近な地域で気軽に悩みや生活課題を相談でき、障害者施策やサービスの情報をよく理解し、適切な支援が受けられることは、自立生活の基本であるため、各相談機関が密接に連携しながら、利用者本位の相談支援を実施していくことが求められます。

【施策の方向性】

障害者や家族、介助者等が抱えるさまざまな問題の解決に向け、各部門が一層連携を強化しながら、助言や情報提供、他機関との調整など総合的な相談体制づくりに努めていきます。

町役場では、障害に配慮したコミュニケーション支援のための機器を用意し、障害者が気軽に相談や情報を得られるような体制の充実を図ります。

また、困難事例も増加傾向にあるため、自立支援協議会を中心とした関係機関の相談ネットワークを最大限活用し、困難事例への円滑な対応やきめ細かな相談支援に努めます。

■主な実施事業

事業名	事業概要
町による相談の適切な実施	個人情報の保護に留意しながら、関係機関等との相談ネットワークの構築に努めていきます。 また、相談対応の向上のため、各種研修会への参加促進を図ります。
民生委員・児童委員	地域福祉の担い手として、障害者をはじめさまざまな支援を必要とする町民のきめ細かな相談対応・支援活動を行います。
身体障害者･知的障害者相談員	障害のある人の更生援護に関する適切な相談対応が図られるよう、体制について検討します。
地域ケアシステムの推進	援護を必要とする在宅の高齢者や障害者等に対してケアチームを結成するとともに、ボランティア等の地域住民の協力を得ながら、地域で見守り支え合うコミュニティづくりを推進します。
各相談機関の充実とネットワーク化の促進	各相談窓口では、さまざまな状況の障害者が気軽に相談や情報提供が受けられるよう体制を充実するとともに、各相談窓口のネットワーク化を図ります。
相談窓口の周知	広報紙やホームページ、障がい福祉のしおり、社協だより等を通じて、各相談窓口などの情報を提供し、相談窓口の利用を促進します。

第２節　生活支援の充実

１　在宅生活支援の充実

【現状と課題】

在宅生活での障害者本人の生活の質（ＱＯＬ）を高めるとともに、家族などの介護負担の軽減を図るため、在宅生活を支援するサービスの拡充に努めています。

訪問系サービスなどは、現状では大きく利用は伸びていないものの、今後は、障害者および家族の高齢化が進む中、需要の増加が見込まれるため、サービスの周知を図るとともに、提供体制の充実を図る必要があります。

また、障害のある人の高齢化や障害の重度化、「親亡き後」への備えなどの課題が顕在化する中、これからも地域で自立した生活ができるよう、自立に向けた相談や、ひとり暮らしおよびグループホームへの入居等の体験の機会の提供、緊急時の受入体制、専門的な相談対応など、地域での生活を支援する体制づくりが求められています。

【施策の方向性】

在宅生活を支えるサービスの需要の増大に対応できるよう、障害特性に応じた提供体制の確保に努めます。

また、地域共生社会の実現に向け、高齢者施策とも連携し、地域住民による生活支援サービスの充実を図っていきます。

地域生活支援拠点の整備に向けては、居住支援機能および地域支援機能を担う町内外の既存施設・事業者も活用しながら、障害者の生活を地域全体で支援する体制を整備していきます。

■主な実施事業

事業名	事業概要
障害福祉サービスにおける訪問系サービスの充実	利用者ニーズと施設の意向を尊重しながら、障害者総合支援法による自立支援給付の訪問系サービスの充実と利用の促進を図ります。 【サービスの種類】 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援
日常生活用具給付等事業	障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、障害者総合支援法による地域生活支援事業において日常生活用具等を給付します。 【支援用具の種類】 介護訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具

事業名	事業概要
補装具費の支給	身体障害者（児）を対象に、障害者総合支援法による自立支援給付として、身体機能を補うための補装具の交付または修理に要する費用を一部負担します。
地域住民による生活支援サービスの展開	地域住民が地区内の困っている人を支援する活動を拡充していきます。
地域生活支援拠点の整備検討	障害のある方が地域で自立した生活ができるよう、居住支援機能および地域支援機能を担う町内外の既存施設・福祉サービス提供事業所を活用しながら、支援体制を整えていきます。

２　日中活動の場の充実

【現状と課題】

障害者の自立と社会参加、そして家族等の介護負担の軽減のため、生活介護や短期入所などの日中活動系サービスの充実に努めています。また、地域活動支援センターの委託先としてⅠ型が１カ所、Ⅱ型が１カ所あり、生産活動の機会の提供など、日中活動の場の充実に努めていますが、本町の地理的条件や交通事情等から、基盤体制の強化が求められています。

日中活動の場については、今後、特別支援学校卒業生や、長期入院後の精神障害者などの需要が予想されるため、サービス提供体制の充実を図っていくことが求められます。

【施策の方向性】

利用者や福祉サービス提供事業所等の意向を踏まえながら、障害の程度や一人ひとりの状況に応じた日中活動の場の確保に努めます。

■主な実施事業

事業名	事業概要
障害福祉サービスにおける日中活動系サービスの充実	利用者ニーズと施設の意向を尊重しながら、障害者総合支援法による自立支援給付の日中活動系サービスの利用促進と提供体制の確保に努めます。 【サービスの種類】 生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援、療養介護、短期入所

事業名	事業概要
「基準該当サービス」の指定によるサービス展開の促進	高齢者施設（デイサービスセンターなど）を活用することは、地域資源の有効活用につながることから、「基準該当サービス※1」の指定などついて、ニーズの把握、事業所の参入意向などを確認しながら、実施の有無について検討していきます。
放課後等デイサービス	日常生活における基本的な動作の習得や集団生活に適応することができるよう、療育目標を設定した個別プログラムのもとに、指導員等が個別指導を一定時間以上行うとともに、集団療育を行います。
地域活動支援センター	障害者総合支援法による地域生活支援事業として、地域活動支援センターにおいて、創作的活動または生産活動の機会等を提供し、社会参加と交流促進を図ります。

※基準該当サービス：指定障害福祉サービスとしての基準は満たしていないものの、介護保険事業所等の基準を満たす事業所であり、市町村が認めたものにおいては、当該事業者が障害者を受け入れた場合、基準該当障害福祉サービスとして特例介護給付費・特例訓練等給付費が支給されることとなっています。

３　生活の場の確保

【現状と課題】

平成 28 年度に町内初のグループホームが開設し、居住の場が充足するとともに、在宅生活への移行および継続に向けた取り組みの強化が図られました。

アンケート調査においては、知的障害を中心に、充実すべき施策として「グループホームなど地域における生活の場を確保する」をあげる人が多くなっており、将来的、潜在的な利用意向を捉えた更なる充実が求められます。

本人の意向を尊重しながら、必要な方が安心して暮らしていくことができるよう、生活の場の確保について、検討していく必要があります。

【施策の方向性】

必要な方が施設を生活の場として適切に利用できるよう、ニーズに応じたサービスの提供を図っていきます。

■主な実施事業

事業名	事業概要
居住の場の充実促進	利用者ニーズと施設の意向を尊重しながら、居住の場の充実に向けて検討するとともに、在宅生活への移行および継続に向けた取り組みを図ります。 【サービスの種類】 共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援、自立生活支援

第３節　保健・医療サービスの充実

１　乳幼児期の適切な保健・医療の充実

【現状と課題】

乳幼児に対する保健事業として、健康診査や訪問指導を実施しており、認定こども園とも連携し、障害の早期発見に努めています。また、何らかの問題が認められる幼児および保護者を対象に「らっこ教室」において発達相談を実施し、専門家による助言を行っています。

しかし、その後の療育の場が少なく、早期療養・早期治療につなげることが難しい状況にあります。また、重症心身障害児や医療的ケアを必要とする児童など、高度化、専門化する支援ニーズに対し、より一層関係機関との連携を強化していくことも今後の課題です。

乳幼児期における疾病や障害の早期発見や早期訓練・療育は、機能の改善に効果があるだけでなく、子ども達のコミュニケーションや社会性などの発達を促すため、こうした取り組みの一層の充実を図っていくことが求められます。

【施策の方向性】

乳幼児に対する健康診査や訪問指導、発達相談などの保健事業を今後も推進していくとともに、保健センター等で行う相談や教室等に気軽に参加できる体制づくりを充実します。また、保護者等への障害に関する知識の普及や理解促進を図ります。

さらに、関係機関と密に連携し、それぞれの障害種別や状況に応じた適切な療育が受けられる体制づくりに努めます。

■主な実施事業

事業名	事業概要
乳幼児健康診査	乳幼児の健康状態を確認し、疾病の早期発見、早期治療を図り、健康の保持増進に努めます。また、保護者の育児に対する不安や悩みの解決、障害に対する理解の促進を図ります。
訪問指導	すべての乳児に対し、保健師等が訪問し、健診や予防接種、離乳食等についての説明をするほか、発育・発達・健康上の問題のある乳幼児および妊産婦等についても訪問指導を行います。
健康教育	乳幼児の健康等について、正しい知識と疾病の予防に向けた教室を開催します。
発達相談（らっこ教室）	発達の遅れや偏りのある乳幼児に対し、専門的な指導者により、家庭での療育について、継続的な指導を実施します。

２　心と身体の健康づくりおよび医療の充実

【現状と課題】

障害の原因となる病気の予防、障害の早期発見・早期治療やリハビリテーションにつなげるため、本町では、各種健（検）診や健康教育・相談、家庭訪問などの保健事業を推進しています。

リハビリテーションについては、障害福祉サービスとしての機能訓練のほか、介護保険事業として通所リハビリテーションや運動器※の機能向上を図る介護予防事業を実施しています。

また、貧困や社会的孤立、いじめや引きこもり、自殺など、メンタルヘルスの課題が増大し、心の病を抱える人も増加しています。そのため、心の健康に関する様々な情報提供や相談対応と適切な機関へとつなぐ支援が求められます。

【施策の方向性】

町民の主体的な健康づくりを促進し、疾病や障害の予防と心身機能の維持・増進・回復を図ります。

また、関係機関と協力しながら、障害の予防医療の充実や、障害者が安心して受けられる地域医療体制づくりに努めます。

※運動器：身体活動を担う筋・骨格・神経系の総称です。筋肉、腱、靭帯、骨、関節、神経（運動・感覚）、脈管系などの身体運動に関わるいろいろな組織・器官によって構成されており、その機能的連合が運動器です。

■主な実施事業

事業名	事業概要
疾病や障害の予防対策の充実	特定健康診査をはじめとする各種健（検）診の充実を図るとともに、健康教育・相談、訪問指導などにより、疾病や障害の予防に努めます。
心身機能の維持・増進・回復の促進	心身機能の維持・増進・回復を促進するため、障害者総合支援法に基づく自立支援給付サービスの機能訓練、介護保険要介護認定者を対象とした通所リハビリテーション、介護予防・日常生活支援事業などにより、必要な方が必要な支援を受けられる体制の確保に努めます。
メンタルヘルス対策の推進	講座・教室の開催や相談対応などを通じて、うつ予防や閉じこもり予防など、メンタルヘルス対策の推進を図ります。
医療機関での障害者への配慮	障害者一人ひとりの障害特性や人権、プライバシーなどに配慮された、患者本位の医療が常に提供されるよう、啓発に努めます。
自立支援医療（育成・更生医療・精神通院）	障害者総合支援法に基づく自立支援給付サービスとして、身体障害の除去・軽減に必要な医療や精神疾患の治療を受けるための医療について、医療費の一部を助成するとともに、利用促進に向けて周知を図ります。

第４節　情報提供およびコミュニケーション支援体制の充実

【現状と課題】

障害のある人の生活を支援するさまざまなサービスや各種制度については、町広報紙や社協だより、町ホームページ等への掲載のほか、障がい福祉のしおり、各種パンフレットの配布、相談窓口での情報提供等を行っています。

情報提供に関する支援としては、日常生活用具給付事業の情報・意思疎通支援用具の給付・貸与や意思疎通支援事業の手話通訳者・要約筆記者の派遣などを行っています。さらに、役場内では町民課および福祉課窓口に聴覚障害者等に配慮したコミュニケーション支援機器を整備しています。

しかし、アンケート調査では、障害福祉サービスを利用する上で困っていることとして、「サービスに関する情報が少ない」という声が少なくありません。

視覚や聴覚、言語障害や知的障害、精神障害の方が地域で生活していくためには、個々の状況に応じた多様な方法による情報提供およびコミュニケーション手段の充実を図る必要があります。

【施策の方向性】

今後も、町や社会福祉協議会の広報紙をはじめ、さまざまな媒体や機会を通じて積極的に情報提供していきます。また、必要な人に必要な情報が確実に届くよう、一人ひとりの状況やニーズの把握に努めながら、きちんと理解される方法による情報提供を図ります。

■主な実施事業

事業名	事業概要
町広報紙・ホームページでの情報提供	町の広報紙やホームページなどに、福祉サービスの内容や各種手当・制度、イベント情報などについての情報を分かりやすく掲載します。
社会福祉協議会による「社協だよりかわち」の発行	社会福祉協議会の広報紙として「社協だよりかわち」を発行し、その中で行事等の案内をはじめ各種情報を掲載します。
情報・意思疎通支援用具の給付・貸与の実施	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として、「日常生活用具給付等事業」による情報・意思疎通支援用具の給付・貸与を実施します。
意思疎通支援事業	茨城県聴覚障害者協会に委託し、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として、「意思疎通支援事業」の手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。養成については、近隣市町村と共催による養成講座の実施を検討していきます。

第５節　移動支援の充実

【現状と課題】

障害者の外出支援策については、ホームヘルプサービス（居宅介護）での行動援護や同行援護のほか、社会福祉協議会による福祉有償運送サービス、社会福祉法人等による外出支援サービス、シルバーカーの購入補助や車椅子の貸し出し等を実施しています。

アンケート調査でも、今後利用したいサービスとして「車両での移動支援」を挙げる人は多く、高齢化やひとり暮らし世帯等が増える中、今後さらに移動支援のニーズが高まることが考えられるため、ボランティアの充実などサービス提供体制の充実を図る必要があります。

また、障害者総合支援法により、地域生活支援事業の必須事業として「移動支援事業」が位置づけられており、障害者の社会参加を促進するためにも、こうしたサービス・制度の一層の活用が求められます。

【施策の方向性】

外出支援策については、地域生活支援事業による移動支援をはじめ、さまざまなサービスを重層的に組み合わせ、社会生活上必要不可欠な外出を支援するサービス提供の充実に努めます。

■主な実施事業

事業名	事業概要
障害者総合支援法に基づく外出支援サービスの推進	障害者総合支援法に基づく自立支援給付サービスの行動援護や同行援護、地域生活支援事業の移動支援事業、その他の事業を重層的に提供していきます。
外出支援サービス事業	障害者や要支援・要介護認定者等で、自家用車を所持していないなど、移動が困難な方を対象に、社会福祉法人等の移送車両により、居宅から医療機関および在宅福祉施設との間の送迎を行っており、正規利用料金の半額を補助しています。
シルバーカー購入補助金事業	歩行困難な障害者や高齢者が、歩行を容易にするためのシルバーカーを購入する場合に補助金を交付しています。
福祉有償運送サービス事業	障害者や要支援・要介護認定者等を対象に、社会福祉協議会と連携し、有償により病院やレジャー等の送迎を行っています。
車椅子の貸し出し事業	自力歩行が困難な障害者や高齢者の移動支援として、車椅子の貸し出しを行っています。

第６節　権利擁護の推進

【現状と課題】

権利擁護に向けた取り組みについては、障害者差別解消法や障害者虐待防止法、日常生活自立支援事業や成年後見制度について、町ホームページやポスターの活用、パンフレットの配布等により、その周知および利用促進に努めています。

差別解消の取り組みとして、自立支援協議会をはじめ、関係機関と連携しながら、平成 28 年３月に河内町職員対応要領を策定し、同年４月に施行しました。今後もさらに、町内の障害者団体および関係機関、福祉サービス事業者、会社などの事業所への周知や啓発活動を引き続き行う必要があります。

福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理、虐待の防止等のため、こうした制度の更なる活用を促進しながら、障害者の権利擁護に向けた体制づくりを一層進めていかなければなりません。

【施策の方向性】

成年後見制度の周知および日常生活自立支援事業の利用促進を図ります。

また、関係機関との連携を強化しながら、さまざまな場面での権利侵害や家庭・地域での虐待、金銭詐取などの未然防止を図ります。

■主な実施事業

事業名	事業概要
成年後見制度の周知	障害者の人権や財産を守る成年後見制度について、その有効性や手続き方法などを広く周知・啓発します。
日常生活自立支援事業	社会福祉協議会より日常生活自立支援事業について周知し、利用促進を図ります。
関係機関による情報共有	障害者の権利擁護・人権侵害に関する情報について、必要に応じて関係機関の連携によるケース検討会議等を実施し、対応します。
サービス実施時の権利擁護	第三者評価の実施促進などにより、福祉施設・学校・医療機関等での権利侵害の未然防止を図るとともに、福祉サービス等に関する苦情については、茨城県運営適正化委員会などと連携しながら相談・対応を強化します。

基本目標３：生きがいと意欲に満ちた「豊かな」まちづくり

第１節　特別支援教育および就学前保育・教育の充実

【現状と課題】

学習障害（ＬＤ）、注意欠陥・多動性障害（ＡＤＨＤ）、高機能自閉症など、発達障害をもつ子ども達の増加を受け、平成 19 年度から教育や療育に特別のニーズのある子どもを含めた「特別支援教育」が実施されています。

本町においては、令和２年度は 11 人が特別支援学校に通学しています。また、かわち学園では、障害や発達の遅れのある児童生徒を可能な限り受け入れており、令和２年度は特別支援学級に 30 人（前期課程 25 人、後期課程５人）が通学しています。就学前の児童についても、認定こども園において、かわち学園と同様に、障害や発達の遅れのある児童を可能な限り受け入れ、障害のある子どもがない子どもと共に地域で育つことのできる環境づくりに努めています。

今後も、児童生徒の障害の状況に応じ、きめ細かで適切な教育支援が受けられるように、保護者の意向等を踏まえながら、就学指導委員会による就学指導を行うなど、教育体制の充実を図る必要があります。

また、医療的ケア児、重症心身障害児、肢体不自由児に対する支援の場の充実が求められる中で、医療的ケアの必要な子どもの通所可能な療育機関が不足していることから、近隣市町村との協力も含め、圏域内でも整備していく必要があります。

【施策の方向性】

特別支援学校とかわち学園が連携しながら、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズにきめ細かく対応した特別支援教育を推進していきます。

また、認定こども園、かわち学園および関係機関との適切な連携により情報共有を図り、乳幼児期からの子どもの状況を把握しながら、早期からの一貫した教育相談支援体制の充実に努めます。

■主な実施事業

事業名	事業概要
就学指導委員会	児童生徒のうち障害があり特別な支援を必要とする子どもを対象に、専門委員による就学指導を行います。
障害児保育の充実	障害のある子どもを支援するため、認定こども園において障害児の受け入れをしていきます。

事業名	事業概要
教職員研修の充実	保育士や教職員に対する研修において、障害について理解を深められるよう内容の充実を図ります。また障害に関する外部研修への参加を促進します。
関係機関の連携強化	障害のある子どものニーズに応じた適切な教育的支援を行うため、教育、福祉、保健、医療等の関係機関の連携強化を図ります。
学校の施設・設備の充実	新設校にエレベーターやバリアフリートイレを設置するなどしています。施設や設備の整備の際は、障害者に配慮した整備を推進し、学校施設・設備の安全対策、情報学習機材の充実などに努めます。
障害児の放課後対策の推進	特別支援学校在籍児の放課後、特別支援学校在籍児およびかわち学園在籍児の長期休み期間について、町内の事業所に日中一時支援事業を委託して児童クラブを開設し、放課後等の対策を実施しています。
切れ目のない支援の推進	認定こども園と学校の交流会を通じて認定こども園からかわち学園に入学する児童の情報をお互いに共有し対応を協議します。

第２節　雇用・就業の促進

【現状と課題】

一般就労については、ハローワークなどが主体となり、雇用の底上げや職場適応への支援などが行われています。

町役場での雇用については、令和２年現在、町職員として３名の雇用があり、法定雇用率（2.5%）を達成しています。

また、町では障害者優先調達制度に基づく指針を作成し、各課と連携しながら、同制度の推進に努めています。

福祉的就労については、平成 25 年度から社会福祉協議会が就労継続支援Ｂ型事業所を開設したことにより、福祉的就労の充実が図られました。

アンケート調査からは、一般企業での就労や障害のある人に配慮された職場での就労を希望する方が少なくない状況がうかがえます。

平成 28 年４月からは、改正障害者雇用促進法が施行され、企業・事業者には障害を理由とした差別の禁止と合理的配慮が義務付けられました。また、平成 30 年４月１日からは、障害者雇用の法定雇用率が、民間企業においては現行の 2.0%から 2.2%へ、市町村など地方公共団体は 2.3%から 2.5%へと引き上げられるとともに、法定雇用率の算定基礎となる障害に精神障害者も含まれるようになるなど、障害者の雇用機会は拡大しています。

障害者雇用についての啓発を促進し、就労に向けての支援を充実していく必要があります。

■町役場の雇用状況

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年
職員数	（人）	126	122	120	116	113
雇用障害者数	（人）	4	4	3	3	3
実雇用率	（%）	3.1	3.2	2.5	2.5	2.6

【施策の方向性】

行政自らが障害者の雇用に努めるとともに、関係機関と連携し、就労支援のための各種制度の活用を促進しながら、職業リハビリテーションの充実および民間企業に対する働きかけを行い、障害者の就業の拡大を図ります。また、町役場における障害者雇用の充実、実習の場としての機能、障害者優先調達法のガイドラインに沿った各課対応を推進します。

■主な実施事業

事業名	事業概要
障害者雇用への理解と協力の促進	県やハローワークなどと連携し、「障害者雇用促進月間(９月)」を中心に、障害者雇用に関わる制度・施策の周知徹底を図ります。 また、障害者が就業している事業所に対しては、従業員の意識の啓発や、働きやすい施設・設備など、受け入れ体制の向上を促進していきます。
各種制度の利用促進	ジョブコーチ支援やトライアル雇用をはじめ、職業能力開発・訓練にかかる各種制度や事業主に対する各種助成についての周知に努め、利用促進を図ります。
福祉的就労の充実	障害者の自立と社会参画につながるよう、障害者総合支援法に基づく自立支援給付サービスの就労移行支援・就労継続支援により、福祉的就労の充実を図ります。

第３節　地域への参画促進

【現状と課題】

本町には、障害者の当事者や家族の団体として「河内町身体障害者福祉協議会」や「河内町手をつなぐ育成会」が活動しており、各種研修会や交流活動を通じ、当事者や家族の悩みの解消、情報交換などを行っています。

こうした団体の活動は、当事者や家族の悩みの解消、情報交換および交流などのためだけでなく、町民の福祉意識を啓発したり、福祉制度・サービスの改革を要望し、実現につなげたりといった役割もあるため、活動を支援していく必要があります。

また、地域共生社会の実現のためには、障害者の声を地域づくりや町政に反映することが重要です。個人あるいは団体で地域のさまざまな活動に参画し、障害のある人とない人が協働で地域づくり、まちづくりを進めていくことが重要です。

【施策の方向性】

活動資金の助成や障害者・家族の加入促進などを通じ、団体の自主的な活動を支援するとともに、スポーツ大会や各種研修会、レクリエーションなどのさまざまな交流活動や社会活動への参加を促進します。

また、障害者施策を推進していくうえで情報共有や意見交換の場を設けるなど、当事者の意向を組み入れた事業の推進に努めます。

■主な実施事業

事業名	事業概要
障害者団体活動の支援	各種団体の活動を支援するために補助金の支給などを行います。
障害者団体等との情報共有	必要に応じて障害者施策について障害者団体等に説明したり、意見交換を行ったりしながら、障害者施策におけるさまざまな情報の共有と協働による施策の推進を図ります。
地域活動への参画の促進	祭りや集落の集まりごとなど、各種地域活動への障害者の参画を促進していきます。

第４節　学習・スポーツ・文化芸術活動の促進

【現状と課題】

県などが主催するスポーツ大会や、町主催の町民運動会やシニアクラブが主催する高齢者スポーツ大会においては、障害者団体や地域活動支援センターの利用者をはじめとする障害者の参加がみられます。

また、障害者団体では、さまざまなイベントやレクリエーションを企画・実施しており、障害者の余暇活動の充実を図っています。

障害者が地域の学習活動やスポーツ・文化芸術活動等に参加することは、その人の健康の維持や生きがいをもたらし、生活を豊かにしていくうえで大きな役割を果たします。そのため、各種活動に障害者が参加しやすくなるように、施設のバリアフリー化や、開催情報の周知の徹底、町公用バスや福祉バスなどを利用した移動支援、コミュニケーション支援（手話通訳等）の充実などを図っていく必要があります。

【施策の方向性】

障害者が気軽に参加できるよう運営方法に配慮しながら、障害者のニーズに応じたイベント・講座等の開催とその情報提供に努め、参加を働きかけます。

また、障害者団体によるスポーツ・レクリエーションイベントやサークル活動の実施の促進、障害者の学習・スポーツ・文化芸術活動を支える指導者・ボランティアの育成などに努めます。

■主な実施事業

事業名	事業概要
各種講座や教室への参加の促進	障害者の各種講座や教室への参加促進のため、情報提供や施設・設備の整備・改善に努めます。
各種イベント等への参加促進	各種団体が参加・実施するスポーツ大会や各種イベントへの参加促進のための支援を行います。
指導者･ボランティアの育成	障害者の学習・スポーツ・レクリエーション活動を支える指導者・ボランティアの育成に努めます。

第３編　障害(児)福祉計画

第１章　基本方針

障害(児)福祉計画においては、障害者基本計画の基本理念や基本目標との調和に配慮しつつ、以下の７つの基本方針を掲げ、その実現をめざします。

１　自己選択・自己決定ができる環境づくり

共生社会の実現に向け、障害の種別や程度に関わらず、障害者が自ら居住場所や受けるサービス・支援を選択・決定し、自立と社会参加の実現を図っていける環境づくりを進めます。

２　町を主体とする一元的なサービスの提供

町が中心的な実施主体となり、社会福祉法人、医療法人、企業・組合、ＮＰＯ、個人など、地域の福祉資源を最大限に活用しながら、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む)、難病患者等に対し、障害種別によらない一元的なサービスを提供します。

３　地域生活移行の推進と課題に応じたサービスの強化

身近な地域における日中活動の場や生活の場を充実することにより、入院者・入所者の地域生活への移行を進めるとともに、自立支援の観点から、地域生活支援の拠点づくり、就労支援や就労定着支援など、課題に応じたサービス提供体制の強化を図ります。

４　地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、各関連分野が協働する支援体制を構築していきます。

５　障害児支援・発達支援の充実

障害児のライフステージに沿って、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。また、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

６　障害福祉人材の確保

障害の重度化・高齢化が進む中、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくために、提供体制の確保とともに、それを担う人材の確保に関係機関と協力して取り組んでいきます。

７　障害者の社会参加の促進

障害者の地域における社会参加を促進するため、障害者の多様なニーズを踏まえて支援します。特に、文化芸術鑑賞、創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮と社会参加の促進を図ります。

第２章　令和５年度に向けた数値目標

この計画における数値目標は、国の基本指針を踏まえて、地域の実情に応じて設定することになっており、河内町では、令和５年度を目標年度として、次のように数値目標を設定します。

１　福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める視点から、従来の体系で福祉施設に入所している人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に行く人の数を見込み、令和５年度末までに地域生活に移行する人数の目標を設定します。

【参考】　国の指針

- 令和元（2019）年度末時点の施設入所者数の6％以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和5（2023）年度末時点の施設入所者数を令和元（2019）年度末時点の施設入所者数から 1.6％以上削減することを基本とする。

【目標値】

項目	目標
地域移行者数	令和元年度末時点の施設入所者数 13 人のうち、令和5年度末までに6％（1 人）以上の人を地域生活に移行する。
施設入所者削減数	令和元年度末時点の施設入所者数 13 人のうち、令和5年度末までに1.6％（1 人）以上の人が地域生活に移行する。

【事業の見込み】

施設入所者の地域移行を進めるため、グループホームなどの生活基盤整備について、当事者団体や関係者と協力し、町内における必要な量の確保に努めます。

地域生活への移行に際しては、居住の場だけでなく、ホームヘルプサービスやショートステイ、日中活動の場、身近な相談先などが先ず必要となります。このため、地域での生活を支える各種サービスをあわせて充実していきます。

また、地域でのグループホーム等の設置・運営をはじめ、地域移行においては近隣住民の理解が重要となるため、さまざまな機会を捉えてノーマライゼーションの理念の啓発に取り組みます。

施設入所者のうち、重度障害者については、本人の状況や家族の意向を踏まえ、適切に対応していきます。

２　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人の地域生活への移行を推し進めていくため、令和５年度末までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する目標を設定します。

【参考】 国の指針

・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を 316 日以上とすることを基本とする。

・令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65 歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。

・精神病床における早期退院率に関して、入院後3ヶ月時点の退院率については 69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率については 86%以上及び入院後1年時点の退院率については 92%以上とすることを基本とする。

【事業の見込み】

基本指針で国から求められている項目は、茨城県が指標の設定を行うため、町では設定を行いません。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、引き続き圏域での対応を含め、医療、福祉関係者による協議の場の確保を目指します。

３　地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障害のある人の高齢化や障害の重度化、「親亡き後」への備えなどの課題がある中、これからも障害のある方が地域で自立した生活ができるように、自立等に係る相談、ひとり暮らしやグループホームへの入居等の体験の機会および場の提供、短期入所等による緊急時の受入体制等の確保、専門的な相談ニーズに対する支援など、地域での生活を支援する体制づくりに努めます。

【参考】国の指針

・地域生活支援拠点等について、令和５年度末までの間に、各市町村又は各圏域に１つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

＊地域生活支援拠点：各地域内で居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ対応、専門性、地域の体制づくり）を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点

＊面的な体制：地域生活支援拠点の整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制

【事業の見込み】

町内の居住支援機能および地域支援機能を担う町内の既存施設・事業がそれぞれ役割を分担しながら、緊密に連携し、障害者の地域生活を支援するネットワークを構築し、面的な体制整備を検討していきます。

４　福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和５年度中に一般就労に移行する人数の目標を設定します。

また、目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数等に係る目標値を設定します。

【参考】　国の指針

・一般就労への移行者数を令和元（2019）年度の 1.27 倍にする。
　　うち　就労移行支援事業を通じた移行者数：1.30 倍
　　就労継続支援Ａ型を通じた移行者数：1.26 倍
　　就労継続支援Ｂ型を通じた移行者数：1.23 倍
・就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、７割以上が利用する。
・就労定着率８割以上の就労定着支援事業所：７割以上とする。

【目標値】

項目	成果目標
一般就労への移行者数	就労移行支援事業等※を通じて一般就労に移行する者 令和元年度実績の 1.27 倍以上かつ就労系サービスの目標の合計値以上 【令和元年度実績】３人　→　【令和5年度目標】４人以上
	うち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者 令和元年度実績の 1.3 倍以上 【令和元年度実績】２人　→　【令和5年度目標】３人以上
	うち就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行する者 令和元年度実績の 1.26 倍以上 【令和元年度実績】０人　→　【令和5年度目標】０人以上
	うち就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行する者 令和元年度実績の 1.23 倍以上 【令和元年度実績】１人　→　【令和5年度目標】１人以上
就労定着支援事業利用者数	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者　【令和 5 年度目標】４人中２人
就労定着率	就労定着率8割以上の就労定着支援事業所:7割以上

※「就労移行支援事業等」：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

【事業の見込み】

十分な数の就労支援事業所が確保できるよう町内の福祉サービス提供事業所はもとより、近隣市町村とも連携を取りながら広く情報収集・提供を行い、多様な事業者の参入を促していきます。

「河内町自立支援協議会」での検討を基に、就労先の開拓はもちろんのこと、雇う側と雇われる側の意向調整や事業所での実習訓練、就労後の定着支援、さらには再チャレンジ支援など、一般就労に関わる支援をさまざまな観点から見直し、就労支援策の充実に努めます。

また、一般就労への移行を進めるためには、本人や受け入れ側の努力とともに、それに関わるすべての人の見守りや支えが大切であり、地域住民全員の協力が得られるよう、啓発と理解促進に努めます。

５　障害児支援の提供体制の整備等

障害児支援の中核的施設としての役割を担うことが求められている児童発達支援センターや保育所等訪問支援の実施等について目標を定めます。

【参考】 国の指針

・全ての市町村において、児童発達支援センターを一カ所以上設置することを基本とし、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも一カ所以上確保することを基本とする。

・各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【目標値】

項　目	数　値	備　考
児童発達支援センターの設置個所数	１箇所	令和５年度末の児童発達支援センター機能を有する施設数
保育所等訪問支援	実施	令和５年度末の保育所等訪問支援の実施体制
重症心身障害児を支援する事業所	１箇所	令和５年度末の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	１箇所	安心して暮らせる療育環境を構築するための関係機関による協議の場の継続
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	検討	協議の場を通じて役割や配置を検討

【事業の見込み】

現状では町内に対応可能な福祉サービス提供事業所がない状態です。

障害のある人のニーズ等を検討したうえで、圏域単位での確保も視野に入れ児童発達支援センター等の確保を目指します。

６　相談支援体制の充実・強化等

総合的・専門的な相談支援や、地域の相談支援体制の強化など、相談支援体制の強化等の取り組みについて目標を定めます。

【参考】 国の指針

・各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保する。

【事業の見込み】

様々な相談機関の役割を明確にし、周知・啓発を行います。

自立支援協議会において相談支援のネットワークの構築に努めます。

地域の相談支援機関に対しては、困難事例に対するバックアップや研修等による人材育成への支援などを検討し、身近な相談支援体制を強化します。

７　障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

サービス利用者にとって真に必要とされる質の高いサービスが提供されるよう、サービスの質の向上のための体制構築に関する目標を定めます。

【参考】 国の指針

・各都道府県や各市町村において、サービスの質を向上させるための体制を構築する。

【事業の見込み】

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修へ役場職員を参加させます。また、サービス提供事業所職員の参加を促します。

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所と共有する場を設けます。

障害福祉サービス提供事業所に対し、定期的・継続的に第三者評価機関による評価を受けるよう、普及啓発を行います。

第３章　サービス事業量の見込みと提供体制の確保策

第１節　障害(児)福祉計画のサービスメニュー

■障害(児)福祉サービスのサービスメニュー

	介護給付	訓練等給付	その他の自立支援給付	障害児支援	身体	知的	精神	難病	障害児
1　自立支援給付									
（1）訪問系サービス									
①訪問系介護給付５サービス	○				○	○	○	○	○
（2）日中活動系サービス									
①生活介護	○				○	○	○	○	
②自立訓練（機能訓練・生活訓練）		○			○	○	○	○	
③就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援		○			○	○	○	○	
④療養介護	○				○	○	○	○	
⑤短期入所	○				○	○	○	○	○
（3）居住系サービス									
①自立生活援助		○			○	○	○	○	
②共同生活援助（グループホーム）		○			○	○	○	○	
③施設入所支援	○				○	○	○	○	
（4）相談支援									
①計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援			○		○	○	○	○	○
（5）その他の自立支援事業									
①自立支援医療			○		○		○		○
②補装具費の支給			○		○			○	○
2　障害児支援									
①児童発達支援事業				○					○
②医療型児童発達支援事業				○					○
③居宅訪問型児童発達支援事業				○					○
④放課後等デイサービス事業				○					○
⑤保育所等訪問支援事業				○					○
⑥障害児相談支援				○					○
3　地域生活支援事業									
①相談支援					○	○	○	○	○
②意思疎通支援事業					○				○
③成年後見制度利用支援事業						○	○		
④日常生活用具給付等事業					○	○	○	○	○
⑤移動支援事業					○	○	○	○	○
⑥地域活動支援センター事業					○	○	○	○	
⑦理解促進研修・啓発事業									
⑧自発的活動支援事業									
⑨日中一時支援事業					○	○	○	○	○
⑩社会参加支援事業					○				
⑪巡回支援専門員整備事業									○

第２節　自立支援給付の見込み

（　）内の（介）は介護給付を、（訓）は訓練等給付を、（自）はその他の自立支援給付を示します。

１　訪問系介護給付５サービス（介）

【サービスの内容】

居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援を提供します。サービスの対象者および内容は表の通りです。

■サービスの対象者および内容

名称	対象者	内容
居宅介護	障害支援区分１以上の方	自宅での入浴・排せつ・食事等の身体介護や、洗濯・掃除等の家事援助、通院等の移動介護などを行うサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方（障害支援区分４以上）	自宅での入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行うサービス
行動援護	知的障害や精神障害によって行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする方（障害支援区分３以上）	行動する際に生じる危機を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行うサービス
同行援護	視覚障害の状態を判定する「同行援護アセスメント票」に基づき、同行援護が必要とされる方	外出時における援護（身体介護や代読、代筆など）を行うサービス
重度障害者等包括支援	「常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い方（障害支援区分６）」のうち、次の方が対象になる。 ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態の障害者で、かつ ALS 患者など、呼吸管理を行っている身体障害者または最重度の知的障害者 ②強度行動障害のある重度・最重度の知的障害者	心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等）を包括的に提供するサービス

■サービスの利用実績および見込み（月平均）

名称	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援	人（実利用者数）	2	2	2	2	2	2
	時間（延べ利用時間数）	5	5	6	6	6	6

■現状と課題

介護保険サービスの利用や、入院等による医療機関へ移行のため、本サービスの利用者は少ない状況です。また、重度訪問介護と重度障害者等包括支援については、福祉サービス提供事業所も少なく、対象者も限定されるため利用しにくいのが現状です。

■事業の見込み

サービスの利用は大きくは伸びていないものの、障害者および家族の高齢化などにより、利用者の増加を見込みます。

利用ニーズに応じたサービスが提供されるよう、福祉サービス提供事業所との連携を一層強化し、サービスの質の維持・向上などに努めます。

２　日中活動系サービス

（１）生活介護（介）

【サービスの内容】

常に介護を必要とする障害者を対象とする通所サービスです。サービスの対象者および内容は表の通りです。

■サービスの対象者および内容

名称	対象者	内容
生活介護	常に介護を必要とする障害者のうち、 ①49 歳以下の場合は、障害支援区分３以上（施設入所は区分４以上） ②50 歳以上の場合は、障害支援区分２以上（施設入所は区分３以上）	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供

■サービスの利用実績および見込み（月平均）

名称	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人（実利用者数）	38	36	37	37	37	37
	人日（延べ利用者数）	874	828	851	851	851	851

■現状と課題

施設入所者等の増加や、他のサービスからの移行のほか、平成 28 年度に町内に事業所が開所されたことにより、利用者が増えましたが、その後、大幅な増減はありません。

■事業の見込み

きめ細やかなサービスが提供されるよう、福祉サービス提供事業所との連携を一層強化し、サービスの質の維持・向上、定員数の増加の働きかけなどを行います。

（２）自立訓練（訓）

【サービスの内容】

自立訓練(機能訓練・生活訓練)は、入所施設や医療機関の退所・退院者や特別支援学校卒業生などを対象に、地域生活への移行を図る上で必要なリハビリテーションを行います。サービスの対象者および内容は表の通りです。

■サービスの対象者および内容

名称	対象者	内容
機能訓練	①入所施設や医療機関を退所・退院した方で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方 ②特別支援学校卒業生で、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。 [利用期間] 18 か月以内
生活訓練	①入所施設や医療機関を退所・退院した方で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方 ②特別支援学校卒業生や継続した通院により病状が安定している方などで、地域生活を営む上で、生活能力維持・向上などの支援が必要な方 ③宿泊型自立訓練の利用者	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。 [利用期間] 24 か月以内（長期入所者の場合は 36 か月以内）

■サービスの利用実績および見込み（月平均）

区分	単位	実績			見込み		
		平成30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練（機能訓練）	人（実利用者数）	0	0	0	0	0	1
	人日（延べ利用者数）	0	0	0	0	0	23
自立訓練（生活訓練）	人（実利用者数）	1	0	0	0	0	1
	人日（延べ利用者数）	23	0	0	0	0	23

■現状と課題

自立訓練については、福祉サービス提供事業所が少なく、利用者にとってはニーズにあった支援が受けにくい状況です。

■事業の見込み

きめ細かなサービスが提供されるよう、福祉サービス提供事業所との連携を一層強化し、サービスの質の維持・向上、定員数の増加の働きかけなどを行います。

（３）就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援（訓）

【サービスの内容】

訓練・福祉的就労サービスとして、「就労移行支援」「就労継続支援Ａ型」「就労継続支援Ｂ型」「就労定着支援」があります。

「就労移行支援」「就労継続支援Ａ型」は、雇用契約に基づくサービスで、「就労継続支援Ｂ型」は雇用契約に基づかないサービスです。「就労移行支援」は終期を 24 か月以内と設定し、終了後の一般就労に向けた支援をより強化したサービスです。また、平成 30 年からは、就労と生活の両面から支援するサービスとして「就労定着支援」が新設されています。サービスの対象者および内容は表の通りです。

■サービスの対象者および内容

名称	対象者	内容
就労移行支援	一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる 65 歳未満の方	事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。（利用期間 24 か月以内）
就労継続支援（Ａ型＝雇用型）	①就労移行支援を利用したものの企業等の雇用に結びつかなかった方 ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方 ③就労経験がある方で、現在雇用関係がない方	①通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供 ②一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労継続支援（Ｂ型＝非雇用型）	①企業等や就労継続支援（Ａ型）での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった方 ②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援（Ａ型）の雇用に結びつかなかった方 ③50 歳に達している方 ④試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援（Ａ型）の利用が困難と判断された方	①通所により、就労や生産活動の機会を提供します。（雇用契約は結ばない） ②一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した方	就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

■サービスの利用実績および見込み（月平均）

区分	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	人（実利用者数）	6	6	5	5	5	5
	日（延べ利用日数）	138	138	115	115	115	115
就労継続支援（Ａ型）	人（実利用者数）	4	6	5	5	5	5
	日（延べ利用日数）	92	138	115	115	115	115
就労継続支援（Ｂ型）	人（実利用者数）	18	22	21	21	21	21
	日（延べ利用日数）	414	506	483	483	483	483
就労定着支援	人（実利用者数）	1	2	2	2	2	2
	日（延べ利用日数）	1	2	2	2	2	2

■現状と課題

利用者に大きな変化はありません。社会福祉協議会で運営していた地域活動支援センターが、平成 25 年度から就労継続支援Ｂ型事業所へ移行しています。

■事業の見込み

各事業所や県、ハローワークなどと連携しながら、サービスの実施を促進していきます。

（４）療養介護（介）

【サービスの内容】

療養介護は、「長期入院中で常に医療と介護の両方が必要な方へ日中活動の場を提供するサービス」です。サービスの対象者および内容は表の通りです。

■サービスの対象者および内容

名称	対象者	内容
療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人で、 ①ALS 患者など、呼吸管理を行っており、障害支援区分６の方 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障害者で、障害支援区分５以上の方	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

■サービスの利用実績および見込み（月平均）

名称	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	人（実利用者数）	1	1	1	1	1	1
	日（延べ利用日数）	30	30	30	30	30	30

■現状と課題

利用者が限定されるため、利用実績は少なくなっております。

■事業の見込み

今後の利用者の大幅な増加はないと見込まれますが、利用者のニーズを踏まえながら、受け入れ先の確保について検討するとともに、きめ細やかなサービスが提供されるよう、福祉サービス提供事業所との連携を一層強化しサービスの質の維持・向上などに努めます。

（５）短期入所（介）

【サービスの内容】

短期入所（ショートステイ）は、一時的に障害者支援施設などに入所するサービスです。サービスの対象者および内容は表の通りです。

■サービスの対象者および内容

名称	対象者	内容
短期入所	居宅で介護を行う人が病気やその他の理由により障害者支援施設やその他の施設への短期の入所を必要とする障害のある方	障害者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活の支援を行います。施設等で行う福祉型と、病院等で行う医療型があります。

■サービスの利用実績および見込み（月平均）

名称	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所（福祉型）	人（実利用者数）	8	8	8	8	9	10
	日（延べ利用日数）	40	48	72	72	81	90
短期入所（医療型）	人（実利用者数）	-	-	-	-	-	1
	日（延べ利用日数）	-	-	-	-	-	7

■現状と課題

平成28年度から、町内に福祉サービス提供事業所が開設しました。

■事業の見込み

今後もニーズがあると見込まれるため、きめ細やかなサービスが提供されるよう、福祉サービス提供事業所との連携を一層強化し、サービスの質の維持・向上、提供体制の充実を促進していきます。

３　居住系サービス

（１）自立生活援助・共同生活援助（グループホーム）（訓）

【サービスの内容】

知的障害者や精神障害者が、就労や日中活動を行いながら、共同で生活する場として、「共同生活援助（グループホーム）」があります。また、平成 30 年からは、グループホーム等からひとり暮らしを始める方の生活を支援するサービスとして「自立生活援助」が新設されています。サービスの対象者および内容は表の通りです。

■サービスの対象者および内容

名称	対象者	内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者でひとり暮らしを希望する人	一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、ひとり暮らしに必要な理解力や生活力を補うために必要な助言や医療機関等との連絡調整など、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助（グループホーム）	「就労または就労継続支援等の日中活動の場を利用している知的障害・精神障害のある方」で、「地域で自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な方」	家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。

■サービスの利用実績および見込み（月平均）

区分	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人（実利用者数）	0	0	0	0	0	1
共同生活援助（グループホーム）	人（実利用者数）	17	17	18	18	18	18

■現状と課題

平成 28 年度に町内初のグループホームが開設したことにより、利用者が増加しましたが、その後、大幅な増減はありません。

■事業の見込み

在宅移行の進展や需要の拡大に合わせ、提供体制の充実を促進し、きめ細やかなサービスが提供されるよう、福祉サービス提供事業所との連携を一層強化し、サービスの質の維持・向上などに努めます。

（２）施設入所支援（介）

【サービスの内容】

施設入所支援は、施設に入所する障害者について、主として夜間において、介護、相談および助言などの日常生活上の支援を行うサービスです。サービスの対象者および内容は表の通りです。

■サービスの対象者および内容

名称	対象者	内容
施設入所支援	①生活介護利用者のうち、障害支援区分４以上の人（50 歳以上の場合は区分３以上） ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。（自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます。）

■サービスの利用実績および見込み（月平均）

名称	単位	実績			見込み		
		平成30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	人（実利用者数）	14	13	13	13	13	13

■現状と課題

障害者の高齢化や重度化等から、地域生活への移行は難しい状況となっています。

■事業の見込み

介護者の高齢化等により、自宅での介護が難しくなり入所せざるを得ない状況となる恐れがある障害者について、把握に努め、利用者のニーズを踏まえながら、受け入れ先の確保について検討するとともに、施設入所支援利用者の地域生活移行の促進に努めます。

４　相談支援

【サービスの内容】

障害者総合支援法では、相談支援として、基本相談支援、計画相談支援、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の３つのサービスが位置づけられています。

計画相談支援については、平成 27 年４月以降、全てのサービス利用者にサービス等利用計画の策定が必要になるなど、対象者の範囲が大幅に拡大されています。サービスの対象者および内容は表の通りです。

■サービスの対象者および内容

名称	対象者	内容
計画相談支援	障害者総合支援法上のサービスを利用する（利用を希望する）障害者	・相談支援専門員によるサービス等利用計画の作成・モニタリングの実施 ・基本相談支援（通常の相談） ［相談場所］指定特定相談支援事業所
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者	地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等 ［相談場所］指定一般相談支援事業所（障害者支援施設・医療機関を想定）
地域定着支援	入所施設や医療機関から地域移行した障害者等	24 時間体制の緊急時の相談支援等 ［相談場所］指定一般相談支援事業所（指定特定相談支援事業所の兼務を想定）

■サービスの利用実績および見込み（年間）

区分	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人（実利用者数）	76	75	77	77	77	79
【参考】 うち セルフプラン	人（実利用者数）	9	6	5	減少	減少	減少
地域移行支援	人（実利用者数）	0	0	0	0	0	1
地域定着支援	人（実利用者数）	0	0	0	0	0	1

■現状と課題

計画相談支援については、平成 30 年に町内初の相談支援事業所が開設したことにより、いわゆる「セルフプラン※」で済ませている人が減少しました。

■事業の見込み

計画相談支援は、障害者総合支援法上のサービスを利用するすべての方を対象とし、利用者の増加とセルフプランの減少を見込みます。

※セルフプラン：指定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画の代わりに利用者本人や家族、支援者など、指定相談支援事業者以外の者が作成する利用計画。

第３節　障害児支援の見込み

【サービスの内容】

障害のある子どもの健やかな成長のために、児童発達支援や放課後等デイサービスの充実を図るとともに、障害のある子どもの様々な相談に的確に対応できる体制の整備を図ります。サービスの対象者および内容は表の通りです。

■事業内容

事業名	事業内容
児童発達支援	未就学児を対象に日常生活における基本的動作の指導、必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。
医療型児童発達支援	上記サービスに併せて上肢・下肢または体幹機能に障害のある児童の治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にある障害児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等の発達支援を行います。（重度の障害または医療的ケアが必要な障害児で外出することが著しく困難な方が対象）
放課後等デイサービス	就学児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練や居場所の提供を行います。
保育所等訪問支援	障害のある子どもが通う保育所や幼稚園に出向き、本人や訪問先施設のスタッフに対して集団生活の適応を支援します。
障害児相談支援	障害のある子どもが障害児通所支援を適切に利用できるよう、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにサービス利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う等の支援を行います。

■サービスの利用実績および見込み（月平均）

区分	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人	13	13	8	4	4	4
	日人分	65	65	56	28	28	28
医療型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	1
	日人分	0	0	0	0	0	5
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	1
	日人分	0	0	0	0	0	5
放課後等デイサービス	人	3	7	6	4	5	6
	日人分	69	161	138	92	115	138
保育所等訪問支援	人	0	0	0	0	0	1
	日人分	0	0	0	0	0	2

■サービスの利用実績および見込み（年間）

区分	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	人（実利用者数）	24	23	19	17	17	17
【参考】 うち セルフプラン	人（実利用者数）	24	22	18	減少	減少	減少

■現状と課題

「児童発達支援」の令和２年度の減少については、利用者の多くが小学１年生になったことと新規の利用者が少なかったためです。「医療型児童発達支援」および「居宅訪問型児童発達支援」については、利用実績が無い状況ですが潜在的な需要があると思われます。「保育所等訪問支援」については、利用実績が無い状況ですが地域生活支援事業の巡回支援専門員整備事業により補完されています。「障害児計画相談支援」については、いわゆる「セルフプラン」で済ませている状況です。

■事業の見込み

利用者のニーズを踏まえながら、受け入れ先の確保について検討するとともに、きめ細やかなサービスが提供できるよう福祉サービス提供事業所との連携を一層強化しサービスの質の向上に努めます。「児童発達支援」については、サービスの利用は減少の見込みとしていますが、いわゆるグレーゾーンの児童を含め潜在的な需要はあると思われ、自立支援協議会を通じた把握と適切な支援方法の提供に努めます。「障害児計画相談支援」については、平成30年に町内初の相談支援事業所が開設したことにより、セルフプランの減少を見込みます。

第４節　地域生活支援事業の見込み

（１）相談支援事業

■事業内容

事業名	事業内容
障害者相談支援事業	障害者やその家族等の保健福祉に対する相談に応じ、障害福祉サービスなど必要な情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介を行うとともに、虐待の防止や早期発見のため関係機関と連絡調整し、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。
地域自立支援協議会	相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置します。

■サービスの利用実績および見込み

区分	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	設置か所	3	3	3	3	3	3
地域自立支援協議会	設置か所	1	1	1	1	1	1

■現状と課題

相談支援事業については、町が窓口となって相談支援を実施しているほか、専門的な相談については、２か所の指定相談支援事業所に委託し実施しています。

虐待防止体制として、障害者虐待防止センターを設置しています。

■事業の見込み

相談支援事業については、引き続き町窓口で対応していくとともに、２事業所への委託を継続していきます。

自立支援協議会については、関係機関との連携や問題事例に対する検討など、更なる機能強化に努めます。

（２）意思疎通支援事業

■事業内容

事業名	事業内容
手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業	聴覚障害者等により意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対し、手話通訳者または要約筆記者を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人等との交流活動の促進等の支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行います。

■サービスの利用実績および見込み

区分	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人／年	0	0	0	0	0	1
手話通訳者設置事業	人／年	0	0	0	0	0	1
手話奉仕員養成研修事業	人／年	0	0	0	0	0	0

■現状と課題

現在利用もなく実績もない状況ですが、意思疎通を図ることに支障がある障害者等にとっては必要な事業であり事業の継続が求められることから、今後も事業を継続していきます。

■事業の見込み

手話通訳者派遣事業および要約筆記者派遣事業について、サービスの周知を図るとともに、茨城県聴覚障害者協会への委託を継続し、提供体制を確保していきます。

（３）成年後見制度利用支援事業（成年後見制度法人後見支援制度）

■事業内容

事業名	事業内容
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用しまたは利用しようとする方で、かつ知的障害または精神障害のある方で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人について、後見人等の報酬等の経費の一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援制度	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

■サービスの利用実績および見込み

区分	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	人／年	0	0	0	0	0	1
成年後見制度法人後見支援事業	人／年	0	0	0	0	0	1

■現状と課題

現在利用もなく実績もない状況ですが、障害者の権利擁護のためにも必要な事業であり事業の継続が求められることから、今後も事業を継続していきます。

■事業の見込み

制度の周知や対象者の把握に努めるとともに、サービス提供体制の整備と円滑な利用を促進し、障害者の権利擁護を図ります。

（4）日常生活用具給付事業

■事業内容

事業名	事業内容
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障害のある方の身体介護を支援する用具や、障害のある児童が訓練に用いるいすなどを給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害のある方の入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、障害のある方の在宅療養等を支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障害のある方の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
排せつ管理支援用具	ストマ用装具など、障害のある方の排せつ管理を支援する衛生用品を給付します。

■サービスの利用実績および見込み（年間）

区分	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①介護訓練支援用具	給付件数	0	0	0	1	1	1
②自立生活支援用具	給付件数	0	1	0	1	1	1
③在宅療養等支援用具	給付件数	1	0	0	1	1	1
④情報・意思疎通支援用具	給付件数	0	0	1	1	1	1
⑤排せつ管理支援用具	給付件数	153	150	155	168	168	168
⑥居住生活動作補助用具（住宅改修費）	給付件数	0	0	0	1	1	1

■現状と課題

毎年広報かわち４月号に障害福祉サービス制度について掲載し周知に努めており、利用希望者にはその都度対応しています。

特に排せつ管理支援用具の利用が多い状況にあります。

■事業の見込み

障害のある人が、生活の質の向上を図ることが出来るよう、障害の特性に合わせた適切な用具の支給を行います。平成 25 年４月からは難病患者等も日常生活用具給付等事業の対象となっています。適切に必要な支援が受けられるよう周知に努めます。

（５）移動支援事業

■事業内容

事業名	事業内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等について、ガイドヘルパーの派遣により日常生活上必要不可欠な外出のための支援を行うことで、地域における自立生活および社会参加を促します。

■サービスの利用実績および見込み（年間）

区分	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
移動支援事業	人／年	2	2	1	2	2	2
	時間／年	21	27	17	28	28	28

■現状と課題

利用対象者の大幅な増減はありませんが、必要な事業であるので引き続き周知を継続していきます。令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響により利用時間が減少しています。

■事業の見込み

サービスの周知により、利用の増加を見込みます。

（６）地域活動支援センター事業

■事業内容

事業名		事業内容
基礎的事業		利用者に対して、創作活動、生産活動、社会との交流などの機会を提供します。
機能強化事業	Ⅰ型	専門職員（精神保健福祉士）を配置し、医療・福祉および地域の社会基盤との調整、ボランティアの育成、障害に対する理解促進にかかる理解啓発等を行います。（相談支援事業を併せて実施ないし委託を受けていることを要件とする。）
	Ⅱ型	雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
	Ⅲ型	概ね５年以上の実績を有し、安定的な運営が図られている地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業

■サービスの利用実績および見込み（年間）

区分		単位	実績			見込み		
			平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
基礎的事業		実施か所	２	２	２	２	２	２
		人	７	９	７	７	７	７
機能強化事業	Ⅰ型	実施か所	１	１	１	１	１	１
	Ⅱ型	実施か所	１	１	１	１	１	１
	Ⅲ型	実施か所	０	０	０	０	０	０

■現状と課題

Ⅰ型については、平成 26 年より夜間体制が１名から２名（週３回）体制に拡充されました。

また、Ⅲ型については、他の事業（所）により補完できている状況にあります。

■事業の見込み

機能強化事業Ⅰ型・Ⅱ型については、２事業所との委託を継続していきます。

Ⅲ型については、町内の地理的条件、社会資源などを踏まえ、今後の体制について検討していきます。

（７）理解促進研修・啓発事業

■事業内容

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障害のある人への理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

■サービスの利用実績および見込み

区分	実績			見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	有	有	有	有	有	有

■現状と課題

平成 28 年度に「こころの病をもっている方の家族教室」を開催しました。引き続き、障害のある人が日常生活および社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対して、研修や啓発活動に努めます。

■事業の見込み

広報紙等を通じ、障害や障害のある人への理解を深める広報・啓発活動を行います。特に障害者虐待については、命にかかわる重要な問題なので未然に防止できるよう努めます。

（８）自発的活動支援事業

■事業内容

事業名	事業内容
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民が自発的に行う活動を支援します。

■サービスの利用実績および見込み

区分	実績			見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	有	有	有	有	有	有

■現状と課題

知的障害者（児）を持つ保護者の会である、「手をつなぐ育成会」等の活動を支援するため補助金を交付しています。

■事業の見込み

今後も継続し、実施していきます。

（９）日中一時支援事業（任意事業）

■事業内容

事業名	事業内容
日中一時支援事業	障害のある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。

■サービスの利用実績および見込み（年間）

区分	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	人	19	19	7	20	20	20

■現状と課題

利用者の通所事業所および入居施設等に委託し対応しています。また、春・夏休み期間においては、町内の福祉サービス提供事業所にて「児童クラブ」を開所しています。令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少しています。

■事業の見込み

引き続き、事業所等に委託し事業を実施していきます。また、利用者の要望が多様化しているので、社会資源などを踏まえ今後の体制について検討していきます。

（10）社会参加促進事業（任意事業）

■事業内容

事業名	事業内容
自動車運転免許取得・改造費助成	自動車運転免許を取得される場合、教習費の一部を助成します。また、就労などのため自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

■サービスの利用実績および見込み（年間）

区分	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車運転免許取得・改造費助成	人	0	0	0	0	0	1

■現状と課題

近年の利用実績はない状況ですが、潜在的な需要はあると思われるため、サービスの周知を図ります。

■事業の見込み

自動車を運転することで社会参加の幅が広がるよう、引き続きサービスを実施するとともに、サービスの周知により需要喚起を図ります。

（１１）巡回支援専門員整備事業（任意事業）

■事業内容

事業名	事業内容
巡回支援専門員整備事業	発達障害に関する知識を有する専門員がこども園等へ巡回し、職員や保護者に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。

■サービスの利用実績および見込み（年間）

区分	実績			見込み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
巡回支援専門員整備事業	有	有	有	有	有	有

■現状と課題

児童発達支援相談員に委嘱し対応しています。主に未就学児を対象とした乳幼児発達相談（教室）の開催、認定こども園及びかわち学園への巡回相談を実施しています。

■事業の見込み

今後も継続して事業を実施し、卒業まで切れ目のない相談体制の整備が図られるよう努めます。

第４章　円滑な推進に向けた方策

１　適切なケアマネジメントの実施

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と児童福祉法に基づく児童発達支援事業等の利用にあたっては、「支給決定」の前段階で、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所が一人ひとりの複数のサービスにまたがる「サービス利用計画」（ケアプラン）を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行っていく制度が導入されており、平成 27 年度からは対象者全員の「サービス利用計画」を作成することとなっています。また、各福祉サービス提供事業所は、この「サービス利用計画」（ケアプラン）をもとに、一人ひとりの「個別支援計画」を作成し、こちらも一定期間ごとにモニタリングを行います。

正確・公平な障害支援区分の認定と支給決定、障害者一人ひとりのニーズに基づく適切なケアマネジメントが展開できるよう、認定調査員や審査会委員、相談支援専門員などの知識・技術の向上を図るとともに、きめ細かなサービス担当者会議の実施を働きかけていきます。また、こうした仕組みについて、町内の障害者や家族などへの周知に努めていきます。

■サービスの利用申請から利用・モニタリングまでの概略

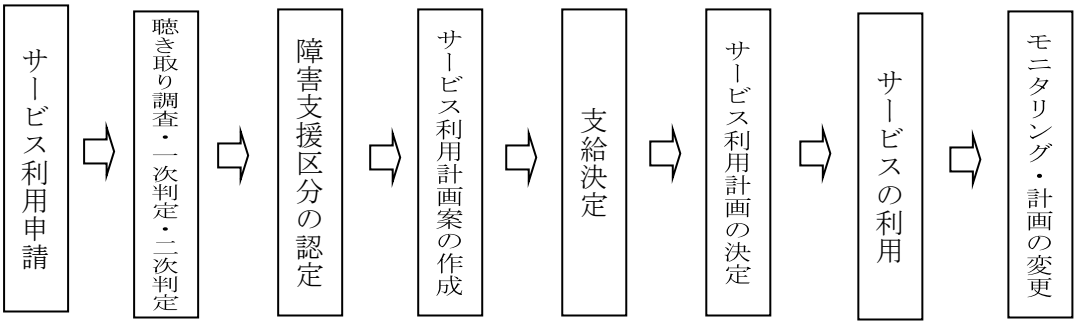

２　利用者負担の軽減制度の周知

利用者負担の軽減制度について、障害者や家族などへの周知に努めていきます。また、地域生活支援事業の各種サービスについては、市町村が裁量的に自己負担額を決めることができることから、総合的な調整のもと、低所得者へ配慮した運用を図っていきます。

３　人材の育成・確保およびサービスの質の向上

県や近隣市町村、関係機関等との連携を通じて、計画を推進していくうえで不可欠な専門従事者の計画的養成と確保に努めます。

また、サービスの質の向上に向け、福祉サービス提供事業所スタッフの研修会への参加促進など、障害のある人に関わる専門従事者の専門性の向上を図るとともに、苦情や困難事例の解決に向けた体制づくりを推進します。

４　感染症対策

令和２年に生じた新型コロナウイルス感染症は、保健・医療だけでなく、経済活動、教育、福祉サービスの提供、災害時の避難のあり方など、生活の全般にわたり大きな脅威をもたらしています。

障害福祉の分野においても、今後求められる「新しい生活様式」の中で、的確な情報提供、事業所の継続支援、福祉職員の安全確保、利用者の生活支援などについて、自立支援協議会とともに情報を収集し検討していきます。

５　実施状況の点検と進行管理

この計画の推進にあたっては、自立支援協議会等において、計画に基づく各施策や事業の実施状況について点検・評価を行うとともに、施策の充実・見直しについての検討を進めます。

資料編

１　河内町自立支援協議会設置規則

令和２年３月２５日公布

（設置）

第１条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第８９条の３第１項の規定により河内町自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第２条　協議会は、次に掲げる事項について協議する。

（１）　町の相談支援事業の運営に関すること。

（２）　困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。

（３）　地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。

（４）　地域の社会資源の開発及び改善に関すること。

（５）　障害者の権利擁護・虐待防止に関すること。

（６）　河内町障害者基本計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策　定及び変更について、意見を述べること。

（７）　前各号に掲げるもののほか、障害福祉について必要と認められること。

（組織）

第３条　協議会の委員は、１５人以内で組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

（１）　相談支援事業者

（２）　障害福祉サービス事業者

（３）　保健・医療関係者

（４）　教育・雇用関係者

（５）　障害者関係団体

（６）　学識経験者

（７）　町議会議員

（８）　その他町長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　特定の職により委嘱された委員は、任期満了前において当該職を失ったときは、委員の職を失うものとする。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会は、必要に応じ会長が召集し、会長は会議の議長となる。

（議事の評決）

第７条　協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

２　会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（部会等の設置）

第８条　協議会に、特定の事項について調査及び研究を行うため、部会及び個別支援会等（以下「部会等」という。）を置くことができる。

２　部会等は、会長の指名する委員を持って組織する。

３　必要に応じて、部会等に部会長及び副部会長を置くことができる。

４　部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（秘密の保持）

第９条　委員は、会議において知り得た秘密をほかに漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第１０条　協議会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

（その他）

第１１条　この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

２　河内町自立支援協議会委員名簿

	氏　名	備　考
学識経験者	服部　隆	町議会議長
保健・医療関係者	石川　貴久	医療法人社団清和会 いしかわクリニック院長
相談支援事業者	横山　基樹	医療法人精光会 施設支援サービス部部長
相談支援事業者	小田倉　久枝	相談支援専門員
保健・医療関係者	森本　純代	臨床心理士
保健・医療関係者	四ツ谷　美恵子	保健師
教育・雇用関係者	石﨑　好章	ハローワーク龍ケ崎 上席職業指導官
教育・雇用関係者	宮本　秀樹	町商工会長
教育・雇用関係者	関口　拓朗	茨城県立美浦特別支援学校教諭 進路指導担当
学識経験者	篠田　孝	町民生委員児童委員協議会長
障害者関係団体	大槻　幸榮	町身体障害者福祉協議会長
障害者関係団体	金子　由夫	町手をつなぐ育成会長
社会福祉協議会	久保木　貴	町社会福祉協議会事務局次長
保健・医療関係者	竹内　寿子	町保健センター保健師
保健・医療関係者	江口　浩子	町地域包括支援センター 精神保健福祉士　社会福祉士

順不同 敬称略

茨城県稲敷郡河内町

かわち障害者いきいきプラン

河内町障害者基本計画・障害（児）福祉計画

発行日：令和３年３月

編集／発行：河内町役場　福祉課

〒300-1392

茨城県稲敷郡河内町源清田 1183 番地

TEL：0297-84-2111（代表）／FAX：0297-84-4357